

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成16年6月25日

【事業年度】 第143期（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

【会社名】 株式会社横浜銀行

【英訳名】 The Bank of Yokohama, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 平澤 貞昭

【本店の所在の場所】 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

【電話番号】 (045) 225 - 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部グループ長 野澤 康隆

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋2丁目8番2号
株式会社横浜銀行東京支店

【電話番号】 (03) 3272 - 4171 (大代表)

【事務連絡者氏名】 副支店長 岡村 武郎

【縦覧に供する場所】 株式会社横浜銀行東京支店
(東京都中央区日本橋2丁目8番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
		(自 平成11年 4月1日 至 平成12年 3月31日)	(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	381,858	340,114	310,707	285,432	253,274
連結経常利益	百万円	54,348	49,588	33,626	27,156	79,918
連結当期純利益	百万円	27,901	26,507	19,852	16,896	47,445
連結純資産額	百万円	429,728	454,894	451,267	457,225	554,926
連結総資産額	百万円	10,728,229	10,740,067	10,764,882	10,672,796	10,660,252
1株当たり純資産額	円	290.95	311.87	308.66	312.72	393.00
1株当たり当期純利益	円	23.48	22.12	16.24	13.64	40.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	15.15	11.57	32.71
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.03	9.59	10.72	10.32	10.66
連結自己資本利益率	%	8.35	7.34	5.23	4.38	11.34
連結株価収益率	倍	17.71	21.92	28.01	27.12	15.11
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	45,072	89,664	319,711	42,979	127,085
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	29,862	5,491	432,088	617,079	243,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	78,493	129,484	75,507	17,411	47,101
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	287,012	241,759	1,069,096	477,551	547,011
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	5,283 [3,597]	4,730 [3,680]	4,202 [4,461]	3,815 [4,261]	3,685 [4,052]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

3. 平成13年度以前の1株当たり当期純利益は、連結当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成11年度及び平成12年度は転換社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

5. 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

7. 連結自己資本利益率は下記算式により算出しております。

当期純利益 - 優先株式配当金総額

$$\frac{\{(期首連結純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末連結純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\}}{2} \times 100$$

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第139期	第140期	第141期	第142期	第143期
決算年月		平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
経常収益	百万円	321,886	284,184	260,450	238,263	247,415
経常利益	百万円	51,154	48,838	34,277	25,320	78,697
当期純利益	百万円	26,551	26,974	20,461	15,171	47,409
資本金	百万円	184,799	184,799	184,799	184,803	188,223
発行済株式総数	千株	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000
純資産額	百万円	427,003	450,793	447,585	451,881	556,231
総資産額	百万円	10,579,517	10,555,051	10,655,212	10,535,608	10,509,372
預金残高	百万円	8,648,485	8,887,635	9,113,849	9,374,396	9,154,307
貸出金残高	百万円	7,905,656	7,801,193	7,735,016	7,902,054	7,948,935
有価証券残高	百万円	1,413,669	1,444,412	931,526	1,486,036	1,294,971
1株当たり純資産額	円	287.19	308.08	305.29	309.22	394.13
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -)
1株当たり当期純利益	円	22.13	22.49	16.77	12.13	40.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	15.63	10.38	32.69
単体自己資本比率(国内基準)	%	10.03	9.51	10.54	10.22	10.61
自己資本利益率	%	7.95	7.55	5.47	3.94	11.39
株価収益率	倍	18.79	21.56	27.13	30.50	15.12
配当性向	%	22.59	22.22	29.80	41.19	12.53
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	4,243 〔2,973〕	3,887 〔3,043〕	3,452 〔2,022〕	3,076 〔449〕	2,864 〔417〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第141期(平成14年3月)以前の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。

3. 第141期(平成14年3月)以前の1株当たり当期純利益は、当期純利益から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第139期(平成12年3月)及び第140期(平成13年3月)は転換社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

5. 第141期(平成14年3月)から自己株式について資本に対する控除項目とされたことから、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、それぞれ発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

6. 第142期(平成15年3月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

7. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を適用しております。

8. 自己資本利益率は、下記算式により、算出しております。

当期純利益 - 優先株式配当金総額

$$\frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\}}{2} \times 100$$

9. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

2【沿革】

大正9年12月	株式会社横浜興信銀行設立。（大正9年12月20日設立登記、資本金100万円）
昭和2年12月	株式会社左右田銀行と合同。
昭和3年4月	株式会社第二銀行（前身は明治7年設立の横浜第二国立銀行）と合同。
昭和16年12月	一県一行主義の政府方針を受け県内6行（株式会社鎌倉銀行、株式会社秦野銀行、株式会社足柄農商銀行、株式会社相模銀行、株式会社平塚江陽銀行、株式会社明和銀行）と合同、神奈川県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和32年1月	株式会社横浜銀行と行名を変更。
昭和36年9月	東京証券取引所へ上場。
昭和46年12月	第1次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年1月	第2次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年9月	横浜ファイナンス株式会社を設立。
昭和58年4月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	バンクカード業務開始。
昭和59年5月	横浜ファイナンス株式会社を浜銀ファイナンス株式会社に社名変更。
昭和59年6月	公共債ディーリング業務開始。
昭和64年1月	第3次オンラインシステム稼働開始。
平成5年7月	現本店竣工。
平成9年4月	中期経営計画「イノベーション21」スタート。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成11年3月	第1回優先株式700億円、第2回優先株式300億円を発行。
平成11年4月	執行役員制度を導入。
平成13年4月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
平成15年4月	中期経営計画「バリューアップ」スタート。
平成15年6月	浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社へ譲渡。 （平成16年3月末現在、国内本支店162、出張所26、海外駐在員事務所4）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、子会社13社及び関連会社2社で構成され、銀行業務を中心に、保証業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置づけて、以下の業務に積極的に取り組んでおります。

預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引及び為替取引

債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務

信託業務

前各号のほか銀行法により銀行が営むことのできる業務及び担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務

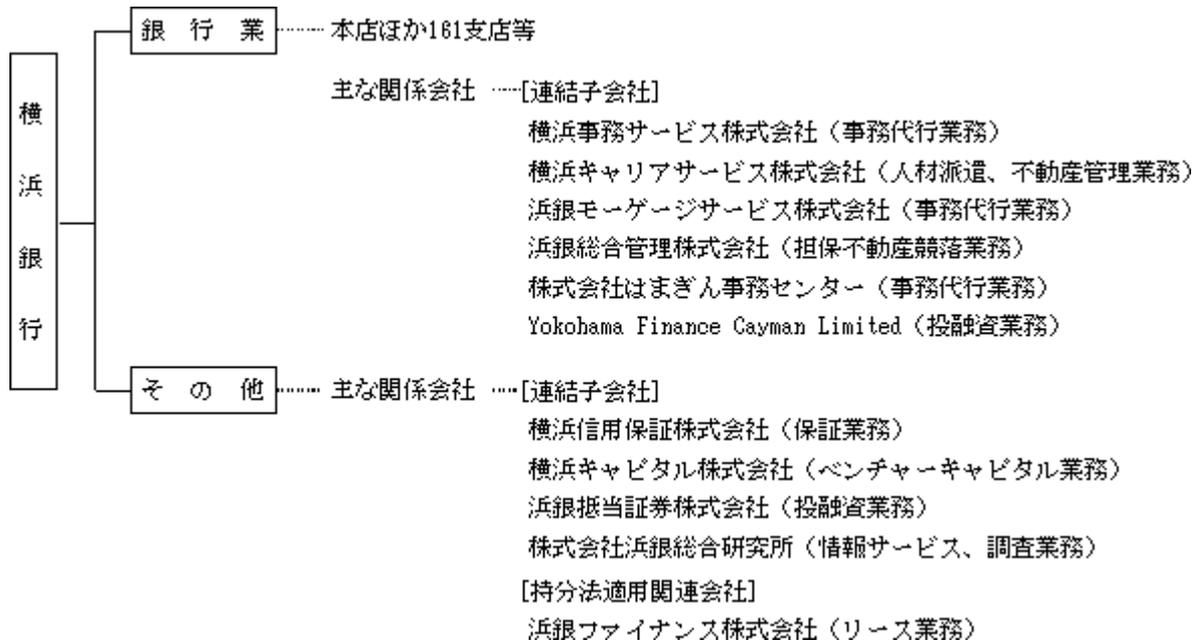
その他前各号に付帯または関連する事項

（注）上記の業務中「信託業務」については現在営んでおりません。

〔その他〕

子会社において、保証業務、ベンチャーキャピタル業務等を行っており、お客さまの幅広い金融ニーズに対応していくための業務と位置づけて、取り組んでおります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区	百万円 20	事務代行業	100	(1) 3	-	預金取引	-	-
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区	百万円 30	人材派遣、不動産管理業	100	(1) 3	-	預金取引	-	-
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区	百万円 30	事務代行業	100	2	-	預金取引	-	-
浜銀総合管理株式会社	横浜市西区	百万円 350	担保不動産競落業	100	3	-	預金取引	当行より建物の賃借	-
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区	百万円 30	事務代行業	100	(1) 3	-	預金取引	-	-
横浜信用保証株式会社	横浜市西区	百万円 50	保証業	[71] 13	3	-	預金取引 保証取引	当行より建物の賃借	-
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区	百万円 300	ベンチャーキャピタル業	(30) 65	2	-	金銭貸借 預金取引	当行より建物の賃借	-
浜銀抵当証券株式会社	横浜市西区	百万円 100	投融資業	(95) 100	4	-	金銭貸借 預金取引	当行より建物の賃借	-
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区	百万円 100	情報サービス、調査業	(60) 95	(1) 5	-	預金取引	当行より建物の賃借	-
Yokohama Finance Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	千米ドル 10	投融資業	100	1	-	金銭貸借 預金取引	-	-
(持分法適用関連会社)									
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	百万円 200	リース業	(20) 40	1	-	金銭貸借 預金取引 リース取引	当行より建物の賃借	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者による所有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 浜銀ファイナンス株式会社につきましては、保有株式の一部譲渡により、平成15年6月に当行の連結子会社から持分法適用関連会社に変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年3月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,549 〔4,014〕	136 〔38〕	3,685 〔4,052〕

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,935人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成16年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,864 〔417〕	37.7	15.8	7,071

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員421人を含んでおりません。
 なお、取締役を兼任しない執行役員7名を含んでおります。
 2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は2,769人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度の方が国経済を振り返りますと、米国や中国をはじめとした世界経済の順調な回復を背景に輸出や生産が増加傾向をたどり、さらに企業収益の改善を受けて設備投資が堅調に推移するなど、景気は企業部門を中心に持ち直しの動きが明瞭となりました。また、生産活動の活発化を受けて雇用・所得情勢の悪化に歯止めがかかるとともに、国内株価の上昇などから消費者心理が上向くなかで、個人消費にもデジタル家電などを中心に徐々に明るさが見え始めました。

神奈川県経済につきましては、全国にやや遅れながらも、輸出の増加とともにIT関連分野を中心に工業生産の回復が次第に鮮明となり、また、年度末に向けて個人消費にも改善の兆しが現れるなど、企業部門主導による景気持ち直しの動きが徐々に広がりました。

金融面では、日本銀行の潤沢な資金供給を受けて、短期金利は低位安定的に推移しました。一方、長期金利は、国内株価の反発や米国長期金利の上昇を背景に夏場にかけて水準を切り上げましたが、秋口以降は一進一退で推移しました。

こうした経済金融環境のもとで、当行グループは、平成15年4月から平成18年3月までの3か年を計画期間とする中期経営計画「バリューアップ」で「地域のお客さまに強く支持される銀行」をめざして、さまざまな施策に取り組んでおります。

また、「経営の健全化のための計画」にもとづき、神奈川県・東京西南部でのリージョナル・リテールに特化した営業力の強化、円滑な資金供給をおこなうためのリスク・コストに即した取引条件の精緻化、そして、業務執行態勢の抜本的見直しによるローコストオペレーション態勢の確立等にグループ全体で積極的に取り組み、企業競争力・経営体質の強化をはかっております。

この結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、低い金利水準が継続する中で、当連結会計年度中に2,382億円減少し、当連結会計年度末残高は9兆1,259億円となりました。このうち、定期性預金は当連結会計年度中に2,417億円減少し、当連結会計年度末残高は3兆2,419億円となりました。

貸出金は、個人を中心に取引拡大に努めました結果、当連結会計年度中に1,138億円増加し、当連結会計年度末残高は7兆9,468億円となりました。

有価証券は、当連結会計年度中に1,935億円減少し、当連結会計年度末残高は1兆2,987億円となりました。

総資産は、当連結会計年度中に125億円減少し、当連結会計年度末残高は10兆6,602億円となりました。

損益につきましては、個人を中心とした貸出及び役務取引の拡大により、貸出金利息や役務取引収益が増加しましたが、浜銀ファイナンス株式会社が連結子会社から除外されたことにより、経常収益は前連結会計年度に比べ321億5千8百万円減少し、2,532億7千4百万円となりました。一方、経常費用は、株価の回復により減損処理額が大幅に減少したことに加え、預金等の支払利息が減少し、さらに、経費の抑制にも努めました結果、前連結会計年度と比べ849億2千万円減少し、1,733億5千6百万円となりました。

以上により、当連結会計年度は、経常利益が前連結会計年度に比べ527億6千2百万円増加し、799億1千8百万円、当期純利益が前連結会計年度に比べ305億4千9百万円増加し、474億4千5百万円となりました。

また、当連結会計年度末の国内基準による自己資本比率は、10.66%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金や市場からの資金調達の減少等により、1,270億8千5百万円の支出（前連結会計年度は429億7千9百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券等の売却等により2,436億9千万円の収入（前連結会計年度は6,170億7千9百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付借入金の返済等により471億1百万円の支出（前連結会計年度は174億1千1百万円の支出）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ694億6千万円増加し、5,470億1千1百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比47億円の増益となる1,670億円、役務取引等収支は、前連結会計年度比42億円の増益となる346億円、特定取引収支は、前連結会計年度比1億円の減益となる7億円、その他業務収支は、前連結会計年度比25億円の減益となる79億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	162,384	-	-	162,384
	当連結会計年度	167,098	-	-	167,098
うち資金運用収益	前連結会計年度	177,619	85	49	177,655
	当連結会計年度	175,914	7	7	175,914
うち資金調達費用	前連結会計年度	15,234	85	49	15,270
	当連結会計年度	8,815	7	7	8,815
役務取引等収支	前連結会計年度	30,457	-	-	30,457
	当連結会計年度	34,661	-	6	34,655
うち役務取引等収益	前連結会計年度	38,939	8	8	38,938
	当連結会計年度	43,212	7	6	43,214
うち役務取引等費用	前連結会計年度	8,481	8	8	8,481
	当連結会計年度	8,551	7	-	8,558
特定取引収支	前連結会計年度	818	-	-	818
	当連結会計年度	771	-	-	771
うち特定取引収益	前連結会計年度	975	-	-	975
	当連結会計年度	771	-	-	771
うち特定取引費用	前連結会計年度	157	-	-	157
	当連結会計年度	-	-	-	-
その他業務収支	前連結会計年度	10,437	-	-	10,437
	当連結会計年度	7,995	-	-	7,995
うちその他業務収益	前連結会計年度	56,343	-	-	56,343
	当連結会計年度	21,624	-	-	21,624
うちその他業務費用	前連結会計年度	45,906	-	-	45,906
	当連結会計年度	13,628	-	-	13,628

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定につきましては、平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に、9兆2,014億円となり、利息は、1,759億円となった結果、利回りは、1.91%となりました。

一方、資金調達勘定につきましては、平均残高は、預金を中心に、9兆1,744億円となり、利息は、88億円となった結果、利回りは、0.09%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	8,887,855	177,619	1.99
	当連結会計年度	9,201,430	175,914	1.91
うち貸出金	前連結会計年度	7,383,308	155,992	2.11
	当連結会計年度	7,619,613	159,831	2.09
うち有価証券	前連結会計年度	1,259,396	18,486	1.46
	当連結会計年度	1,409,427	14,495	1.02
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	104,308	1,107	1.06
	当連結会計年度	10,927	102	0.93
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	761	0	0.01
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	85,352	1,439	1.68
	当連結会計年度	19,408	352	1.81
資金調達勘定	前連結会計年度	8,998,954	15,234	0.16
	当連結会計年度	9,174,433	8,815	0.09
うち預金	前連結会計年度	8,587,538	4,155	0.04
	当連結会計年度	8,794,554	2,577	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	57,313	28	0.04
	当連結会計年度	84,565	23	0.02
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	1,423	9	0.63
	当連結会計年度	4,951	4	0.08
うち売現先勘定	前連結会計年度	6,823	0	0.00
	当連結会計年度	1,224	0	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	7,613	3	0.04
	当連結会計年度	2,306	0	0.02
うち借入金	前連結会計年度	232,927	4,827	2.07
	当連結会計年度	167,971	3,496	2.08

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,499	85	2.43
	当連結会計年度	999	7	0.77
うち貸出金	前連結会計年度	3,499	85	2.43
	当連結会計年度	999	7	0.77
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	3,499	85	2.43
	当連結会計年度	999	7	0.77
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	8,891,354	3,500	8,887,853	177,704	49	177,655	1.99
	当連結会計年度	9,202,430	1,001	9,201,429	175,921	7	175,914	1.91
うち貸出金	前連結会計年度	7,386,808	3,499	7,383,308	156,077	49	156,028	2.11
	当連結会計年度	7,620,613	999	7,619,613	159,839	7	159,831	2.09
うち有価証券	前連結会計年度	1,259,396	1	1,259,395	18,486	-	18,486	1.46
	当連結会計年度	1,409,427	1	1,409,425	14,495	-	14,495	1.02
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	104,308	-	104,308	1,107	-	1,107	1.06
	当連結会計年度	10,927	-	10,927	102	-	102	0.93
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	761	-	761	0	-	0	0.01
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	85,352	-	85,352	1,439	-	1,439	1.68
	当連結会計年度	19,408	-	19,408	352	-	352	1.81
資金調達勘定	前連結会計年度	9,002,453	3,500	8,998,953	15,319	49	15,270	0.16
	当連結会計年度	9,175,433	1,000	9,174,433	8,823	7	8,815	0.09
うち預金	前連結会計年度	8,587,538	0	8,587,537	4,155	-	4,155	0.04
	当連結会計年度	8,794,554	0	8,794,553	2,577	-	2,577	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	57,313	-	57,313	28	-	28	0.04
	当連結会計年度	84,565	-	84,565	23	-	23	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	1,423	-	1,423	9	-	9	0.63
	当連結会計年度	4,951	-	4,951	4	-	4	0.08
うち売現先勘定	前連結会計年度	6,823	-	6,823	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	1,224	-	1,224	0	-	0	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	7,613	-	7,613	3	-	3	0.04
	当連結会計年度	2,306	-	2,306	0	-	0	0.02
うち借入金	前連結会計年度	232,927	3,499	229,428	4,827	49	4,778	2.08
	当連結会計年度	167,971	1,000	166,971	3,496	7	3,488	2.08

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、432億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては、85億円となりました。

この結果、役務取引等収支は、346億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	38,939	8	8	38,938
	当連結会計年度	43,212	7	6	43,214
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	14,951	-	-	14,951
	当連結会計年度	15,833	-	-	15,833
うち為替業務	前連結会計年度	11,998	-	-	11,998
	当連結会計年度	11,971	-	-	11,971
うち証券関連業務	前連結会計年度	3,455	-	-	3,455
	当連結会計年度	5,662	-	-	5,662
うち代理業務	前連結会計年度	2,490	-	-	2,490
	当連結会計年度	2,420	-	-	2,420
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	1,790	-	-	1,790
	当連結会計年度	1,906	-	-	1,906
うち保証業務	前連結会計年度	2,796	-	-	2,796
	当連結会計年度	3,051	-	-	3,051
役務取引等費用	前連結会計年度	8,481	8	8	8,481
	当連結会計年度	8,551	7	-	8,558
うち為替業務	前連結会計年度	2,038	-	-	2,038
	当連結会計年度	2,026	-	-	2,026

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

[次へ](#)

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、7億円となり、一方、特定取引費用はありませんでした。

この結果、特定取引収支は、7億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	975	-	-	975
	当連結会計年度	771	-	-	771
商品有価証券収益	前連結会計年度	959	-	-	959
	当連結会計年度	738	-	-	738
特定金融派生商品収益	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	25	-	-	25
その他の特定取引収益	前連結会計年度	16	-	-	16
	当連結会計年度	7	-	-	7
特定取引費用	前連結会計年度	157	-	-	157
	当連結会計年度	-	-	-	-
特定金融派生商品費用	前連結会計年度	157	-	-	157
	当連結会計年度	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、1,211億円となり、一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に、26億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	72,529	-	-	72,529
	当連結会計年度	121,130	-	-	121,130
商品有価証券	前連結会計年度	68,572	-	-	68,572
	当連結会計年度	118,720	-	-	118,720
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	4	-	-	4
	当連結会計年度	16	-	-	16
特定金融派生商品	前連結会計年度	3,952	-	-	3,952
	当連結会計年度	2,393	-	-	2,393
特定取引負債	前連結会計年度	4,167	-	-	4,167
	当連結会計年度	2,617	-	-	2,617
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	3	-	-	3
	当連結会計年度	12	-	-	12
特定金融派生商品	前連結会計年度	4,163	-	-	4,163
	当連結会計年度	2,604	-	-	2,604

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

[次へ](#)

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	9,364,106	-	0	9,364,106
	当連結会計年度	9,125,942	-	0	9,125,942
流動性預金	前連結会計年度	5,669,229	-	-	5,669,229
	当連結会計年度	5,698,483	-	-	5,698,483
定期性預金	前連結会計年度	3,483,683	-	-	3,483,683
	当連結会計年度	3,241,933	-	-	3,241,933
その他	前連結会計年度	211,193	-	0	211,192
	当連結会計年度	185,525	-	0	185,524
譲渡性預金	前連結会計年度	69,488	-	-	69,488
	当連結会計年度	48,059	-	-	48,059
総合計	前連結会計年度	9,433,594	-	0	9,433,594
	当連結会計年度	9,174,001	-	0	9,174,001

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

[次へ](#)

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年3月31日		平成16年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	7,830,372	100.00	7,945,043	100.00
製造業	1,100,349	14.05	988,380	12.44
農業	8,531	0.11	8,403	0.11
林業	55	0.00	51	0.00
漁業	3,133	0.04	3,338	0.04
鉱業	8,199	0.10	7,589	0.10
建設業	465,690	5.95	415,643	5.23
電気・ガス・熱供給・水道業	16,543	0.21	14,093	0.18
情報通信業	51,101	0.65	48,400	0.61
運輸業	356,027	4.55	368,496	4.64
卸売・小売業	813,300	10.39	781,437	9.84
金融・保険業	338,660	4.32	281,821	3.55
不動産業	824,469	10.53	887,437	11.17
各種サービス業	877,404	11.21	895,185	11.27
地方公共団体	69,497	0.89	71,011	0.89
その他	2,897,411	37.00	3,173,757	39.93
海外及び特別国際金融取引勘定分	2,657	100.00	1,803	100.00
政府等	125	4.70	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	2,532	95.30	1,803	100.00
合計	7,833,029	-	7,946,846	-

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成15年3月31日現在及び平成16年3月31日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	520,937	-	-	520,937
	当連結会計年度	265,160	-	-	265,160
地方債	前連結会計年度	293,117	-	-	293,117
	当連結会計年度	274,692	-	-	274,692
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	389,247	-	-	389,247
	当連結会計年度	470,648	-	-	470,648
株式	前連結会計年度	189,865	-	-	189,865
	当連結会計年度	218,148	-	-	218,148
その他の証券	前連結会計年度	99,074	-	1	99,073
	当連結会計年度	70,122	-	1	70,121
合計	前連結会計年度	1,492,242	-	1	1,492,241
	当連結会計年度	1,298,772	-	1	1,298,771

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	194,924	203,634	8,710
経費 (除く臨時処理分)	90,068	85,758	4,310
人件費	35,252	31,484	3,768
物件費	49,219	48,724	495
税金	5,596	5,549	47
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	104,856	117,875	13,019
一般貸倒引当金繰入額	6,185	7,313	1,128
業務純益	111,042	125,188	14,146
うち債券関係損益	4,599	10,716	6,117
臨時損益	85,722	46,491	39,231
株式関係損益	29,538	544	30,082
不良債権処理損失	49,884	43,720	6,164
貸出金償却	37,245	23,957	13,288
個別貸倒引当金繰入額	9,993	16,060	6,067
債権売却損失引当金繰入額	980	-	980
特定海外債権引当勘定繰入額	69	-	69
延滞債権等売却損	526	97	429
その他	1,207	3,604	2,397
その他臨時損益	6,299	3,315	2,984
経常利益	25,320	78,697	53,377
特別損益	2,756	1,871	885
うち動産不動産処分損益	811	674	137
税引前当期純利益	28,076	80,569	52,493
法人税、住民税及び事業税	1,216	3,596	2,380
法人税等調整額	11,688	29,562	17,874
当期純利益	15,171	47,409	32,238

(注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 . 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	28,479	25,548	2,931
退職給付費用	9,251	6,253	2,998
福利厚生費	309	314	5
減価償却費	7,365	7,566	201

土地建物機械賃借料	7,547	6,265	1,282
営繕費	241	225	16
消耗品費	1,147	1,192	45
給水光熱費	1,413	1,330	83
旅費	108	122	14
通信費	1,258	1,086	172
広告宣伝費	809	677	132
租税公課	5,596	5,549	47
その他	33,241	34,131	890
計	96,770	90,264	6,506

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.95	1.89	0.06
(イ) 貸出金利回	2.08	2.09	0.01
(ロ) 有価証券利回	1.41	0.93	0.48
(2) 資金調達原価	1.11	1.00	0.11
(イ) 預金等利回	0.03	0.02	0.01
(ロ) 外部負債利回	2.14	2.02	0.12
(3) 総資金利鞘	-	0.84	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	29.59	28.83	0.76
業務純益ベース	31.36	30.64	0.72
当期純利益ベース	3.94	11.39	7.45

(注) 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前） - 優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益 - 優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

当期純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益 - 優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

[次へ](#)

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	9,374,396	9,154,307	220,089
預金(平残)	8,602,313	8,816,800	214,487
貸出金(未残)	7,902,054	7,948,935	46,881
貸出金(平残)	7,504,058	7,623,680	119,622

(2) 預金者別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	6,721,321	6,785,180	63,859
法人	2,059,724	2,017,327	42,397
公金	416,086	240,465	175,621
金融機関	177,264	111,333	65,931
合計	9,374,396	9,154,307	220,089

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,877,513	3,153,128	275,615
住宅ローン残高	2,556,179	2,833,831	277,652
その他ローン残高	321,334	319,297	2,037

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	6,421,626	6,601,860	180,234
総貸出金残高	百万円	7,899,397	7,947,133	47,736
中小企業等貸出金比率	/ %	81.29	83.07	1.78
中小企業等貸出先件数	件	401,053	399,894	1,159
総貸出先件数	件	401,930	400,739	1,191
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.78	99.79	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	22	131	18	38
信用状	453	2,459	392	2,241
保証	2,407	210,879	2,085	152,110
計	2,882	213,469	2,495	154,390

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	61,123	59,664,064	65,822	61,820,414
	各地より受けた分	61,442	64,386,838	65,169	66,451,068
代金取立	各地へ向けた分	91	138,298	82	131,654
	各地より受けた分	130	264,687	122	271,163

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	4,978	16,931
	買入為替	372	416
被仕向為替	支払為替	5,464	16,946
	取立為替	262	211
合計		11,078	34,506

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年3月31日	平成16年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	184,803	188,223
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	146,281	149,839
	利益剰余金	106,563	146,987
	連結子会社の少数株主持分	6,231	4,520
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	その他有価証券の評価差損()	20,443	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	330	396
	為替換算調整勘定	0	0
	営業権相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	計 (A)	423,105	489,174
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,084	24,885
	一般貸倒引当金	34,046	27,181
	負債性資本調達手段等	204,999	164,999
	うち永久劣後債務(注2)	80,000	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	124,999	164,999
	計	264,130	217,067
うち自己資本への算入額 (B)	264,130	217,067	
控除項目	控除項目(注4) (C)	851	1,298
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	686,385	704,943
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	6,444,129	6,400,299
	オフ・バランス取引項目	206,258	209,797
	計 (E)	6,650,388	6,610,096
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		10.32	10.66

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

[次へ](#)

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成15年3月31日	平成16年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	184,803	188,223
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	146,281	149,839
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	35,932	37,364
	任意積立金	59,371	66,531
	次期繰越利益	5,864	44,442
	その他	0	0
	その他有価証券の評価差損（ ）	20,297	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	330	396
	営業権相当額（ ）	-	-
	計（ A ）	411,624	486,004
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,084	24,885
	一般貸倒引当金	29,270	21,957
	負債性資本調達手段等	204,999	164,999
	うち永久劣後債務（注2）	80,000	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	124,999	164,999
	計	259,354	211,842
	うち自己資本への算入額（ B ）	259,354	211,842
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	851	851
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	670,128	696,996
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,393,728	6,397,589
	オフ・バランス取引項目	160,286	170,237
	計（ E ）	6,554,014	6,567,826
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（ % ）		10.22	10.61

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

[次へ](#)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年3月31日	平成16年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	506	438
危険債権	2,262	2,068
要管理債権	1,267	846
正常債権	77,279	77,837

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、金融サービス分野の規制緩和の進展やお客さまのニーズの多様化・高度化等により、業種を超えた競争がますます激化するとともに、平成17年度のペイオフ完全実施を控え、金融機関の選別が一層厳しさを増すと予想されます。さらに、地域金融機関については、不良債権問題解決に向けたリレーションシップバンキングの機能強化が重要な課題となっており、充実した金融サービスの提供ならびに経営の健全性の向上がより一層求められています。

こうした厳しい状況に対して、当行は、平成15年4月にスタートした中期経営計画「バリューアップ」に基づき、これまで取り組んできたリージョナル・リテール戦略を一層深化させることにより、経営の健全性を高めるとともに、地元金融機関としての存立基盤を盤石なものとし、地域のお客さまやマーケットからの評価を高めていくよう努めてまいり所存であります。

すなわち、リージョナル・リテール分野に特化した営業力の強化、経営合理化の徹底による更なるローコストオペレーション態勢の確立、リスク管理の高度化によるリスクに見合ったリターン確保等に当行グループ全体で積極的に取り組むことを通じて経営体質を強化する一方、稠密な店舗網等を利用した情報活用の高度化をさらに進めることにより、地域のお客さまのニーズや期待に的確にお応えする良質な商品・サービスを提供するよう努めてまいります。また、引き続き、当行グループの機能をフルに活用した地元中小企業への再生支援活動を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

こうした努力をとおして、収益性と健全性の高い「良質な銀行」となり、中期経営計画で掲げる「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざしてまいります。

4【事業等のリスク】

当行又は当行グループ（以下、本項目においては「当行」と総称）の経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成16年6月25日）現在において当行が判断したものであります。

(1) 会社がとっている経営方針に係るもの

リージョナル・リテール分野への集中について

当行は、地域に密着したリテール戦略に軸足を置いた営業施策を展開しており、預金・貸出金とも中小企業、個人及び地方公共団体を中心に神奈川県内の比率が高くなっております。神奈川県内の経済情勢につきましては、稠密な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めることによりリスク管理を徹底しておりますが、神奈川県経済の動向により当行の預金量並びに貸出金額及び不良債権額が変動し、当行の業績に影響を与える可能性があります。

中小企業等に対する貸出金について

当行は、地元の中小企業・個人向け貸出金の増強に継続して取り組んでいることから、中小企業・個人向け貸出の比率は高い水準を維持しております。中小企業・個人向け貸出は、小口化によりリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により当行の業績に影響を与える可能性があります。

他の金融機関・他の業態との競合について

当行は、神奈川県及び東京西南部という成長性の高いマーケットの中で確固たる営業基盤を築いてきておりますが、他の金融機関が当行の営業地盤において今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当行の事業分野に新たに参入することにより競争が激化する可能性があります。

(2) 財政状態及び経営成績の変動に係るもの

銀行の経営成績は、市中金利による影響が大きい貸出金利回りと預金金利回りの差（預貸金利回り差）、景気動向による影響が大きい不良債権の償却・引当状況及び保有株式の価格動向等により大きく変動いたします。

不良債権について

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めてきておりますが、当行の不良債権残高及び不良債権処理額は、マクロ経済特に神奈川県経済の動向、不動産価格及び株価の変動、当行融資先の経営状況の変動等により影響を受ける可能性があります。

また、予想損失率を上回る貸倒が発生した場合、又は、当行の自己査定結果と関係当局の検査における査定結果が異なる場合、追加的な引当てを実施する必要が生じる可能性があります。

有価証券の評価損益について

当行は、持合い株式の売却を他行に先駆けて実施し株式保有額を圧縮するとともに、債券ポートフォリオにおける平均残存年数を短期化することにより、株価・金利変動リスクを圧縮してまいりましたが、今後株価や債券価格の大幅な下落が生じた場合には、当行の業績及び自己資本比率に影響を受ける可能性があります。

退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合等には、退職給付債務が増加することにより、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を与える可能性があります。

デリバティブ取引について

当行は、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、お客さまに対する各種のリスクヘッジ手段の提供や当行の収益増強のため、デリバティブ取引に取り組んでおります。デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるようにリスク管理を心がけておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じた場合は、当行の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取引先等への高い依存度に係るもの

当行は、従来より貸出金の小口分散化を進めてきており、特定の大口貸出先への大きな偏りもなく、幅広く分散した内容となっておりますが、当行の貸出ポートフォリオのなかで不動産業及び建設業に対する貸出金残高並びに不良債権残高が占める割合は、他の業種に比べて多くなっております。今後不動産業及び建設業の経営環境が悪化した場合は、当行の貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

(4) 特有の法的規制等に係るもの

銀行の経営成績は、法的規制、会計等の方針及び金融政策等の変更により、影響を受ける可能性があります。

自己資本比率規制について

当行は、国内基準を採用しており、4%以上の自己資本比率を維持することを要求されております。当行の自己資本比率は、現在のところこの最低基準を大幅に上回っておりますが、当行の自己資本比率は、資本金、利益剰余金、保有有価証券の評価差損等の増減、劣後債務の増減及びリスクアセットの変動等により影響を受けます。

なお、自己資本比率規制の改定が、平成18年末に予定されており、平成16年5月にパーゼル銀行監督委員会より最終合意の公表がなされました。この新たな規制による影響は軽微であると考えられますが、今後更に自己資本比率に係る規制が変更された場合、当行の自己資本比率が影響を受ける可能性があります。

税効果会計について

現時点の会計基準に基づき、5年以内に実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上しております。今後会計基準に何らかの変更があり、繰延税金資産の算入に何らかの制限が課された場合、あるいは当行の将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

「経営の健全化のための計画」について

当行は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づき、平成11年3月に2,000億円の公的資金（優先株式1,000億円、劣後特約付借入1,000億円）による資本増強を実施した際に、「経営の健全化のための計画」を金融庁に提出しております。これまで当行は、その目標達成に向けて財務基盤の強化に全力を挙げてまいりましたが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合は、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

公的資金の返済について

当行が注入を受けた公的資金のうち劣後特約付借入については平成16年5月11日をもって全額を返済し、優先株式については平成16年4月22日付けで関係当局に対し、第一回優先株式（700億円）の一部又は全部を普通株式に転換後市場売却すること、第二回優先株式（300億円）の全部及び第一回優先株式のうち市場売却を行わない部分を当行が買入れることを要請いたしました。当行と関係当局は、本要請の実施に関して、具体的な時期・条件等を協議中ではありますが、本要請の実施が当行の株価並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

(6) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

特に記載すべき事項はありません。

(7) その他

外部格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、銀行業界に関するメディアの報道により当行の信頼が傷ついた場合、国内の他の金融機関の信用が著しく悪化しリスクプレミアムが生じた場合、当行の資金・資本調達及び業績に悪影響を与える可能性があります。

当行は、これらの他にも様々なリスクがありうることを認識し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めております。しかしながら、政治経済情勢、法的規制及び自然災害その他当行の支配の及ばない事態の発生により、当行の業績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成16年6月25日）現在において当行グループが判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(1) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

(財政状態)

資産、負債及び資本の状況

預金は、当連結会計年度中に2,382億円減少しましたが、内訳としては、個人預金（単体）が638億円増加し、その他預金で3,020億円減少しております。

貸出金は、当連結会計年度中に1,138億円増加しましたが、その要因は、主に住宅ローンを中心とした個人ローン（消費者ローン、単体）が2,756億円増加したことによるものです。

有価証券は、当連結会計年度中に1,935億円減少しましたが、これは株式・債券ともに売却を進めたことによるものです。

総資産は、当連結会計年度中に125億円減少し、当連結会計年度末残高は10兆6,602億円となりました。

また、資本勘定は、当連結会計年度中に977億円増加しましたが、主な要因は当期純利益474億円の計上とその他有価証券評価差額金511億円の改善です。

(経営成績)

経常収益

資金運用収益は、前連結会計年度に比べ17億円減少しましたが、このうち貸出金利息は、個人ローンを中心とした貸出金の増加と適正な貸出金利の適用による利鞘の改善により、前連結会計年度に比べ38億円増加しました。

役務取引等収益は、お客さまの多様な運用ニーズに応えるため投資信託・年金保険等投資型商品の販売に注力したこと、企業取引において私募債やシンジケート・ローンの提案を強化したことにより、前連結会計年度に比べ43億円増加しました。

このように貸出金利息と役務取引等収益は大きく増加しましたが、浜銀ファイナンス株式会社が連結子会社から除外されたことによる影響で、その他業務収益が、前連結会計年度に比べ347億円減少した結果、経常収益は、前連結会計年度に比べ322億円減少（ -11.2% ）しました。

経常費用

資金調達費用は、預金利息が前連結会計年度に比べ16億円減少したほか、支払利息の減少により、前連結会計年度に比べ64億円減少しました。

その他業務費用は、浜銀ファイナンス株式会社が連結子会社から除外されたことによる影響で、前連結会計年度に比べ323億円減少しました。

営業経費は、人件費（含む臨時退職給付）で66億円、物件費で4億円それぞれ減少したことにより、前連結会計年度に比べ73億円減少しました。

その他経常費用は、株式相場の上昇により株式等償却が334億円減少したほか、不良債権処理額の減少もあり、前連結会計年度に比べて388億円減少しました。

この結果、経常費用は、前連結会計年度に比べ849億円減少（ -32.8% ）しました。

経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ528億円増加（ $+194.2\%$ ）し、799億円となりました。

特別損益及び当期純利益

特別利益は63億円となりましたが、このうち主なものは償却債権取立益48億円と、東京都からの事業税還付金等11億円です。

特別損失は32億円となりましたが、このうち主なものは年金制度改定による一部終了損失22億円です。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ306億円増加（ $+180.8\%$ ）し、474億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,270億円の支出となりましたが、その要因は、預金や市場からの資金調達が減少したこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,436億円の収入となりましたが、その要因は、有価証券等の売却・償還によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、471億円の支出となりましたが、その要因は、劣後特約付社債の調達400億円を上回る800億円の劣後特約付借入金の返済を行ったことによるものです。

この結果、当連結会計年度末における、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ695億増加しました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経済情勢

わが国の経済情勢の動向により、当行の貸出金額や不良債権額及び不良債権処理額が変動し、当行の経営成績に影響を与えます。最近では、設備投資が堅調に推移するなど景気持ち直しの動きが出てきておりますが、引き続き景気の動向に注視しつつ、お取引先の経営状態や資金ニーズの把握に努め、地域に密着した営業活動を進めていきたいと考えております。

不良債権の動向

当行は、与信集中リスクの低減のため、貸出の小口分散化を進めてきており、不良債権処理額を着実に減少させてまい

た。引き続きこうした努力を続けていくとともに、厳格な自己査定に基づく早期の引当と貸出先に対する適切な経営改善指導を行い、不良債権の削減と新規発生額の抑制とをはかっていきたいと考えております。

金利の動向

金利の動向により、当行の資金利益や債券評価損益が変動し、当行の経営成績に影響を与えます。特に急激な金利上昇があった場合、当行の債券評価損益だけでなく、貸出先の財務内容にも影響を与える可能性がありますので、引き続き金利の動向には注視しつつ、金利上昇リスクの低減をはかっていきたいと考えております。

株価の動向

株価の動向により、有価証券評価損益が変動し、当行の経営成績に影響を与えます。当行は、持合いの解消を他行に先駆けて進めてきており、自己資本に対する保有額の割合は、他の金融機関と比較しても小さくなってはおりますが、引き続き株価の動向には注視していきたいと考えております。

その他

この他にも、当行の経営成績に重要な影響を与える様々な要因がありますが、リスク管理を徹底し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めてまいります。

(3) 次連結会計年度の業績見通し

平成17年3月期の業績予想は以下のとおりです。引き続き貸出金の増加及び利鞘の改善による資金利益の増強及び投資信託等の推進による役務取引等利益の増強に取り組むことにより、業績の向上をはかっていく所存であります。

< 単体 >

(億円)

	業務粗利益	業務純益	経常利益	当期純利益
中間期	1,010	570	350	215
通期	2,060	1,190	820	500

< 連結 >

(億円)

	経常利益	当期純利益
中間期	355	215
通期	830	500

(注) 上記の予想は、有価証券報告書提出日(平成16年6月25日)現在において当行グループが判断したものであり、不確実性を内包しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 銀行業

当連結会計年度における当行の設備投資につきましては、地域のお客さまの利便性向上を図るため、100平方メートル規模の「ミニ店舗」の設置を本格展開し、また小田急電鉄や相模鉄道の駅構内などにATMの設置を進めるなど、店舗ネットワーク拡充に必要な投資を行いました。

また、電子計算機にかかわる機器及び業務の合理化、効率化を目的とした事務機械等の動産投資を実施いたしました。この結果、当連結会計年度における当行の設備投資の総額は97億円となりました。

(2) その他

該当事項なし。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成16年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
当行	-	本店 他168店	神奈川県	店舗	81,063 (9,786)	65,683	30,762	3,695	100,142	2,530
		東京支店 他13店	東京都	店舗	1,934 (-)	3,247	2,085	385	5,718	287
		前橋支店 他2店	群馬県	店舗	1,654 (373)	94	81	24	200	25
		名古屋支店	愛知県	店舗	- (-)	-	28	9	37	10
		大阪支店	大阪府	店舗	- (-)	-	19	10	29	12
		事務 センター	神奈川県 横浜市	事務 センター	6,519 (-)	9,788	3,304	436	13,528	-
		保土ヶ谷寮 他51ヶ所	神奈川県 横浜市他	社宅・寮	8,041 (-)	748	1,287	6	2,043	-
		大和総合 グラウンド	神奈川県 大和市	グラウンド	27,977 (-)	5,376	73	0	5,451	-
		厚木文書 保管庫他	神奈川県 厚木市他	その他の 施設	21,730 (811)	4,608	3,482	3,309	11,400	-

(2) その他

該当事項なし。

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
 2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め5,223百万円であります。
 3. 動産は、事務機械3,816百万円、その他4,063百万円であります。
 4. 当行の店舗外現金自動設備345か所、海外駐在員事務所4か所は上記に含めて記載しております。
 5. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	事業の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行		銀行業	本店営業部他	神奈川県横浜市他	車両		203
			東京本部他	東京都中央区他	ディーリング関係機器		153

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資計画につきましては、営業力強化、お客さまの利便性向上ならびに業務効率化のための投資を中心に総額112億円を計画しております。

当連結会計年度末において計画中有である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	新橋支店	東京都港区	移転	銀行業	営業店舗	115	60	自己資金	平成16年2月	平成16年4月
	その他店舗 等		新築そ の他	銀行業	店舗等	1,965		自己資金		
	事務機械			銀行業	事務機械等	9,177		自己資金		

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 店舗等における主なものは、営業店舗の増改築等であり、平成17年3月までに竣工する予定であります。

3. 事務機械等における主なものは、平成17年3月までに設置する予定であります。

(2) 売却

該当事項なし。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	2,600,000,000
優先株式	400,000,000
計	3,000,000,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成16年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成16年6月25日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,154,928,832	1,281,503,370	東京証券取引所 (市場第1部)	(注1, 2)
第一回優先株式	140,000,000	140,000,000	-	(注3)
第二回優先株式	60,000,000	60,000,000	-	(注4)
計	1,354,928,832	1,481,503,370	-	-

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在発行数には、平成16年6月1日から報告書を提出する日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権方式のストックオプションの権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

3. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は397円90銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

4. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年9円46銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円73銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は397円90銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270,000	260,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,490,000	1,435,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,486,000	1,474,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,473	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,473,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成16年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,407	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,407,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

(注) 当行は、旧商法に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	事業年度末現在 (平成16年3月31日)			提出日の前月末現在 (平成16年5月31日)		
	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (1株につき円)	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (1株につき円)
120%コールオプション条項付 第4回無担保転換社債 (平成13年11月16日)	53,176,000	420	210			

なお、上記転換社債につきましては、120%コールオプション条項に基づく額面による償還権利が発生したことによりその権利を行使いたしました結果、平成16年5月7日までに額面金額53,129百万円相当の転換請求があり、残額47百万円を平成16年5月10日に繰上償還いたしました。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成11年4月1日～ 平成12年3月31日 (注1)	普通株式 626 優先株式	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	253,357	184,799,595	253,357	146,277,776
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日 (注2)	普通株式 20 優先株式	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	3,700	184,803,295	3,680	146,281,456
平成15年9月1日 (注3)	普通株式 優先株式	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000		184,803,295	138,604	146,420,060
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注4)	普通株式 16,284 優先株式	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	3,419,937	188,223,233	3,419,917	149,839,978

(注) 1. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換による増加であります。

2. 旧商法に基づくストックオプションの権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。

3. 当行が株式会社横浜ビジネスサービスを吸収合併したことによる資本準備金の増加であります。

4. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換及び旧商法に基づくストックオプションの権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。

5. 当事業年度末以降、提出日の前月末(平成16年5月31日)までに、旧商法に基づき発行した転換社債の転換により株式数126,497千株、資本金26,564,482千円、資本準備金26,564,482千円、また、旧商法に基づくストックオプションの権利行使により株式数77千株、資本金18,557千円、資本準備金18,557千円が増加しております。

(4) 【所有者別状況】

普通株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）		160	34	1,855	400	8	20,268	22,717	
所有株式数 （単元）		534,743	4,698	274,694	205,177	44	129,418	1,148,730	6,198,832
所有株式数の割合（％）		46.55	0.41	23.91	17.86	0.00	11.27	100.00	

（注）1．自己株式842,106株は「個人その他」に842単元、「単元未満株式の状況」に106株含まれております。なお、自己株式842,106株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は839,106株であります。

2．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、59単元含まれております。

第一回優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）		1						1	
所有株式数 （単元）		140,000						140,000	
所有株式数の割合（％）		100.00						100.00	

第二回優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）		1						1	
所有株式数 （単元）		60,000						60,000	
所有株式数の割合（％）		100.00						100.00	

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	84,055	7.27
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	63,858	5.52
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	38,589	3.34
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海 アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	36,494	3.15
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託 受託者 資産管理サービス信 託	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイ ランド トリトンスクエアオフィスタワー Z棟	36,494	3.15
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海 アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	36,494	3.15
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	27,413	2.37
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラステ ィ・サービス信託銀行株式会 社)	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	18,194	1.57
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都中央区日本橋1丁目1番1号	15,037	1.30
横浜丸魚株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	11,760	1.01
計		368,389	31.89

第一回優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	140,000	100.00
計		140,000	100.00

第二回優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000	100.00
計		60,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 140,000,000 第二回優先株式 60,000,000	-	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 839,000	-	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,147,891,000	1,147,829	同上
単元未満株式	普通株式 6,198,832	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,354,928,832	-	-
総株主の議決権	-	1,147,829	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が59千株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数59個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	839,000		839,000	0.07
計	-	839,000		839,000	0.07

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成11年6月25日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して付与することを、平成11年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成11年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役：10 当行使用人で執行役員たる地位にある者：6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権(以下「新株引受権」という)を付与すべき取締役及び使用人(以下「被付与者」という)と当行間の新株引受権付与契約(以下「付与契約」という)に基づいて新株引受権が付与された平成11年7月21日(以下「権利付与日」という)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。

2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行(旧商法に基づく新株引受権の行使の場合を除く)する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成12年6月28日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事(部店長級)ならびに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する者に対して付与することを、平成12年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事(部店長級)ならびに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する使用人：275
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権(以下「新株引受権」という)を付与すべき取締役及び使用人(以下「被付与者」という)と当行間の新株引受権付与契約(以下「付与契約」という)に基づいて新株引受権が付与された平成12年7月7日(以下「権利付与日」という)の前日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。

2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行(旧商法に基づく新株引受権の行使の場合を除く)する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価

額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月27日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事ならびに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付取締役である使用人に対して付与することを、平成13年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事ならびに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人：252
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権(以下「新株引受権」という)を付与すべき取締役及び使用人(以下「被付与者」という)と当行間の新株引受権付与契約(以下「付与契約」という)に基づいて新株引受権が付与された平成13年7月6日(以下「権利付与日」という)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)といたしました。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値といたしました。
- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行(旧商法に基づく新株引受権の行使の場合を除く)する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役：8 使用人：180
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

- 1 1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日に終了する45取引日(終値のない日数を除く)の初日から30取引日(終値のない日数を除く)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)といたしました。
ただし、当該金額が、新株予約権発行日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値)を下回る場合は、当該終値といたしました。
- 2 なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、優先株式の転換及び平成14年4月1日改正前の商法に基づき付与された株式譲渡請求額（新株の引受権）の行使に伴う株式の発行の場合を除く。）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものいたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものいたします。

平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：186
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

1 1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたします。

ただし、当該金額が、新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値といたします。

2 なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、優先株式の転換及び平成14年4月1日改正前の商法に基づき付与された株式譲渡請求額（新株の引受権）の行使に伴う株式の発行の場合を除く。）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月25日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役及び当行使用人（付与対象者の人数は、平成16年6月25日開催の定時株主総会後の取締役会にて決定することとしております。）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	2,254,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 2
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権を当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができるものとする。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、いずれの場合も新株予約権申込証兼新株予約権割当契約（以下に定義する）に定める条件による。 その他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権申込証兼新株予約権割当契約（新株予約権申込証兼新株予約権割当契約という）に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当行取締役会の承認を要するものとする。

1 1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたします。

ただし、当該金額が、新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値といたします。

2 なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、優先株式の転換及び平成14年4月1日改正前の商法に基づき付与された株式譲渡請求額（新株の引受権）の行使に伴う株式の発行の場合を除く。）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

【株式の種類】普通株式

イ【定時総会決議による買受けの状況】

平成16年6月25日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (平成15年6月26日決議)	10,000,000	5,000,000,000
前決議期間における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額	10,000,000	5,000,000,000
未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 1. 上記授権株式数を前定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合は、0.74%であります。

2. 経済情勢や株価動向等を総合的に検討した結果、自己株式の買受けを行う必要性が生じませんでしたので、未行使割合は上記のとおりとなりました。

ロ【子会社からの買受けの状況】

該当事項なし。

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

該当事項なし。

ニ【取得自己株式の処理状況】

該当事項なし。

ホ【自己株式の保有状況】

該当事項なし。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成16年6月25日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式の取得に係る決議	第一回優先株式	60,000,000株を上限とする。	60,000,000,000円を上限とする。
	第二回優先株式	60,000,000株を上限とする。	
	合計	120,000,000株を上限とする。	

- (注) 1. 当該授権株式数の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式総数に対する割合は8.09%であります。
 なお、当該授権株式数の当定時株主総会の終結した日現在の優先株式発行済株式総数に対する割合は60.00%であります。
 2. 当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式総数には、平成16年6月1日から報告書を提出する日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権方式のストックオプションの権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行の公共的使命を念頭において、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当についても安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の普通株式の配当金につきましては、基本方針に従い、前事業年度年間配当金と同額の1株当たり年5円といたしました。

また、当事業年度の第一回優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の年5円66銭、第二回優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の年9円46銭とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、収益力を高め、経営体質の一層の強化を図るために効率的な運用を行い、将来にわたり安定的な配当を維持していけるよう努めてまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第139期	第140期	第141期	第142期	第143期
決算年月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月
最高(円)	650	552	520	555	639
最低(円)	295	360	389	345	361

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されております。

第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成15年10月	11月	12月	平成16年1月	2月	3月
最高(円)	518	483	498	503	466	639
最低(円)	424	430	450	451	444	459

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されております。

第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役会長兼 頭取 (代表取締役)		平澤 貞昭	昭和7年4月7日生	昭和30年4月 大蔵省入省 平成元年6月 大蔵事務次官 平成2年6月 同退官 平成4年7月 国民金融公庫 総裁 平成6年5月 同退任 平成6年6月 当行入行 同代表取締役頭取 平成16年6月 代表取締役会長兼頭取(現職)	34
取締役副会長		藤川 雍中	昭和21年3月22日生	昭和45年4月 当行入行 平成8年6月 人事部長 平成8年6月 取締役人事部長 平成10年1月 取締役営業統括部長 平成11年4月 常務取締役 業務開発部長 委嘱 平成12年4月 取締役常務執行役員 本店 営業部長 平成13年4月 取締役常務執行役員 営業 本部副本部長 平成14年4月 代表取締役 平成15年2月 取締役専務執行役員 統括 営業本部長 平成16年4月 取締役専務執行役員 横須 賀ブロック営業本部長 平成16年6月 取締役 平成16年6月 取締役副会長(現職)	18
代表取締役	経営企画部長	大久保 千行	昭和27年11月23日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年5月 法人部長 平成13年4月 執行役員法人部長 平成13年7月 執行役員リテール企画部長 兼営業本部事務局長 平成14年4月 執行役員経営企画部長 平成14年6月 取締役経営企画部長 平成15年6月 代表取締役 経営企画部長 委嘱(現職)	4
代表取締役		中村 利之	昭和26年7月26日生	昭和49年4月 当行入行 平成12年5月 横浜駅前支店長 平成14年4月 執行役員川崎支店長 平成15年2月 執行役員川崎支店長兼川 崎・横浜北ブロック営業本 部副本部長 平成15年4月 常務執行役員 川崎支店長 兼川崎・横浜北ブロック営 業本部長 平成16年4月 常務執行役員 営業統括部 長 平成16年6月 常務執行役員 平成16年6月 代表取締役(現職)	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	経営管理部長	太田 嘉雄	昭和27年8月21日生	昭和50年4月 当行入行 平成15年6月 経営管理部長 平成15年6月 取締役経営管理部長 平成16年6月 代表取締役 経営管理部長 委嘱(現職)	4
取締役	本店営業部長 兼横浜南ブ ロック営業本 部長	津村 和孝	昭和25年11月10日生	昭和48年4月 当行入行 平成11年4月 鶴見支店長 平成12年5月 執行役員鶴見支店長 平成13年4月 執行役員川崎支店長 平成14年4月 常務執行役員 営業本部副 本部長 平成15年2月 常務執行役員 川崎・横浜 北ブロック営業本部長兼東 京・県外ブロック営業本 部長 平成15年4月 常務執行役員 本店営業部 長兼横浜南ブロック営業本 部長 平成16年6月 取締役常務執行役員 本店 営業部長兼横浜南ブロック 営業本部長(現職)	22
取締役	川崎支店長兼 川崎・横浜北 ブロック営業 本部長	鈴木 忍	昭和26年7月16日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年5月 人事部長 平成13年4月 執行役員本店営業部長 平成15年2月 執行役員本店営業部長兼横 浜南ブロック営業本部副 本部長 平成15年4月 執行役員東京支店長兼東 京・県外ブロック営業本 部長 平成15年6月 常務執行役員 東京支店長 兼東京・県外ブロック営業 本部長 平成16年4月 常務執行役員 川崎支店長 兼川崎・横浜北ブロック 営業本部長 平成16年6月 取締役常務執行役員 川崎 支店長兼川崎・横浜北ブ ロック営業本部長(現職)	10
取締役		横田 長生	昭和26年3月24日生	昭和48年4月 当行入行 平成11年10月 総合企画部長 平成13年3月 執行役員融資部長 平成13年6月 取締役融資部長 平成14年1月 取締役融資部長兼融資2部 長 平成14年4月 取締役融資部長 平成15年6月 取締役常務執行役員 横浜 駅前支店長兼横浜中ブロッ ク営業本部長 平成16年6月 取締役(現職)	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
常勤監査役		早川 洋	昭和22年4月29日生	昭和45年4月 当行入行 平成8年6月 総合企画部協会担当部長 平成9年6月 取締役総合企画部協会担当部長 平成11年9月 取締役営業本部副本部長兼事務局長 平成12年4月 取締役執行役員営業本部副本部長 平成12年5月 取締役常務執行役員 営業本部副本部長 平成13年6月 常務執行役員 営業本部副本部長 平成14年4月 頭取室付(待命) 平成14年6月 常勤監査役(現職)	36
常勤監査役		大蔵 純	昭和25年2月15日生	昭和47年4月 当行入行 平成13年10月 経営企画部主計室長 平成15年6月 常勤監査役(現職)	4
常勤監査役		小林 信介	昭和20年2月5日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年5月 同考査役 平成2年11月 同長崎支店長 平成6年7月 同札幌支店長 平成8年9月 同検査役検査室長 平成10年6月 同退職 平成10年6月 株式会社大京常勤監査役 平成14年6月 同退任 平成14年6月 当行常勤監査役(現職)	6
監査役		星野 正宏	昭和8年7月14日生	昭和32年4月 相模鉄道株式会社入社 昭和59年6月 同取締役 平成3年6月 同常務取締役住宅営業部長兼ビル営業部長 平成5年6月 同専務取締役 平成6年7月 同専務取締役不動産営業本部長 平成7年1月 同取締役社長 平成13年1月 同取締役会長(現職) 平成16年6月 当行監査役(現職) (主な兼職) 相模鉄道株式会社取締役会長	
計					164

(注) 監査役小林信介及び星野正宏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(参考)

当行は、平成11年4月1日より執行役員制度を導入しております。執行役員の状況は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
取締役常務執行役員 (本店営業部長兼横浜南 ブロック営業本部長)	津村 和孝
取締役常務執行役員 (川崎支店長兼川崎・横 浜北ブロック営業本部長)	鈴木 忍
常務執行役員 (東京支店長兼東京・県 外ブロック営業本部長)	牛嶋 素一
常務執行役員 (横浜駅前支店長兼横浜 中ブロック営業本部長)	栗原 正治
執行役員 (金融市場部長)	寺村 泰彦
執行役員 (相模原駅前支店長兼県 北ブロック営業本部長)	池田 鉄伸
執行役員 (藤沢中央支店長兼湘 南・小田原ブロック営業 本部長)	河野 浩
執行役員 (厚木支店長兼県央プロ ック営業本部長)	三村 智之
執行役員 (横須賀支店長兼横須賀 ブロック営業本部長)	金子 隆一
執行役員 (営業統括部長)	伊東 真幸

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識し、商法等の法令の趣旨を尊重しながら、取締役会及び監査役が取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

また、執行役員制度を導入し、営業部門は執行役員が、管理部門は取締役がそれぞれ責任をもって業務を行う体制としております。さらに、取締役会の活性化と経営環境変化へのより迅速な対応を実現するため、取締役の任期を一年としております。

(2) 会社の機関の内容

当行では、取締役会を頂点として、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。

当行の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

A．取締役会

取締役会は、取締役6名（平成16年3月末現在）で構成され、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告しております。取締役会は、原則毎月1回開催しております。

B．監査役・監査役会

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役2名（非常勤監査役を含む、平成16年3月末現在）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。

また、社外監査役を含めた監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、スタッフ1名を配置しております。監査役会は、原則毎月1回開催しております。

C．経営会議

「経営会議」は、代表取締役、取締役によって構成され、取締役会決議事項の協議、決議事項以外の行内規程に明定した経営上の重要事項の決定等を行っております。「経営会議」は原則毎週1回開催しております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

行内の業務監査を行うための体制として「オペレーショナルリスク会議」を設置し、経営の法令等遵守の徹底を促すとともに、事務・システム等に関するオペレーショナルリスクの状況についての管理、監視状況の報告を行っております。「オペレーショナルリスク会議」は、原則3か月に1回開催しております。

なお、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、平成16年4月に「監査報告会」を新設し、「オペレーショナルリスク会議」から監査部の業務監査結果に関する事項を移管するとともに、監査役・監査部による監査結果をふまえ、取締役が監査役と定期的に協議し、また助言等を受ける場を設けることといたしました。「監査報告会」は、原則3か月に1回開催していく予定であります。

(4) リスク管理体制の整備の状況

近年、銀行が直面しているリスクは多様化、複雑化しており、経営の健全性の維持、向上の観点から、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、その高度化に努めております。具体的には、各リスクを個々に管理するだけでなく、計量化の可能なリスクを統合的に把握した上で、リスク・リターンを勘案し、体力の範囲内で適切に経営資源の配分を行っていく必要があるとの考え方にに基づき、統合的なリスク管理の実現に向けて、体制や規程などの整備を進めております。

統合リスク管理体制

当行では、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク統括部署及び信用リスクや市場・流動性リスクなどの各リスクの管理部門をそれぞれ定め、全体としてリスク管理を統合的に行う態勢とし、各部門において規程に基づいた適切なリスク管理を実施しております。

リスク管理関連会議

当行全体としての適切なリスク管理を行うため、「ALM会議」、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」を設置し、各リスクの管理方針に関する協議、リスクのモニタリングなどを行っております。「ALM会議」は原則毎月1回、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」は、原則3か月に1回開催しております。

また、大口与信を中心に個別の信用リスクに関する適切な判断を行うため、「投融資会議」を設置し、個別投融資案件の審査等を行っております。「投融資会議」は必要の都度、開催しております。

危険管理体制

災害時やシステムリスク等の各リスクの顕在化に伴う危機対応を適切に行うため、「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を策定するとともに、「危機管理委員会」を設置しております。リスクの顕在化発生時には、「危機管理委員会」が必要に応じて各種の「緊急時対策本部」を設置し、対応を図ることができる体制としております。

(5) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬の総額は、138百万円、監査役に対する報酬の総額は52百万円であります。

(6) 監査報酬の内容

当行が監査法人トーマツと締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬は39百万円であります。
また、監査契約以外に支払った報酬は、15百万円であります。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
なお、当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
前事業年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当事業年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
なお、当事業年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。
3. 前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）及び当事業年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		493,925	4.63	556,767	5.22
コールローン及び買入手形		19,436	0.18	28,002	0.26
買入金銭債権		62,341	0.58	149,257	1.40
特定取引資産		72,529	0.68	121,130	1.14
有価証券	1,7	1,492,241	13.98	1,298,771	12.18
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,8	7,833,029	73.39	7,946,846	74.55
外国為替	6	7,582	0.07	8,080	0.08
その他資産	7,9	133,562	1.25	109,851	1.03
動産不動産	7, 10,11	206,014	1.93	145,114	1.36
繰延税金資産		139,518	1.31	73,686	0.69
支払承諾見返		303,666	2.85	307,039	2.88
貸倒引当金		91,051	0.85	84,297	0.79
資産の部合計		10,672,796	100.00	10,660,252	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	9,364,106	87.74	9,125,942	85.61
譲渡性預金		69,488	0.65	48,059	0.45
コールマネー及び売渡手形		276	0.00	908	0.01
特定取引負債		4,167	0.04	2,617	0.02
借入金	12	221,987	2.08	114,004	1.07
外国為替		151	0.00	105	0.00
社債	13	45,999	0.43	85,999	0.81
新株予約権付社債		60,000	0.56	53,176	0.50
その他負債		113,721	1.07	339,829	3.19
退職給付引当金		68	0.00	62	0.00
債権売却損失引当金		1,815	0.02	-	-
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	22,536	0.21	23,011	0.21
連結調整勘定		1,450	0.01	49	0.00
支払承諾		303,666	2.85	307,039	2.88
負債の部合計		10,209,435	95.66	10,100,805	94.75
(少数株主持分)					
少数株主持分		6,135	0.06	4,520	0.04
(資本の部)					
資本金	14	184,803	1.73	188,223	1.77
資本剰余金		146,281	1.37	149,839	1.40
利益剰余金		113,613	1.06	154,132	1.45
土地再評価差額金	10	33,206	0.31	32,289	0.30
その他有価証券評価差額金		20,348	0.19	30,838	0.29
為替換算調整勘定		0	0.00	0	0.00
自己株式	15	330	0.00	396	0.00
資本の部合計		457,225	4.28	554,926	5.21
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,672,796	100.00	10,660,252	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		285,432	100.00	253,274	100.00
資金運用収益		177,655		175,914	
貸出金利息		156,028		159,831	
有価証券利息配当金		18,486		14,495	
コールローン利息及び買 入手形利息		1,107		102	
債券貸借取引受入利息		0		-	
預け金利息		1,439		352	
その他の受入利息		593		1,132	
役務取引等収益		38,938		43,214	
特定取引収益		975		771	
その他業務収益		56,343		21,624	
その他経常収益		11,519		11,751	
経常費用		258,276	90.49	173,356	68.45
資金調達費用		15,270		8,815	
預金利息		4,155		2,577	
譲渡性預金利息		28		23	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		9		4	
売現先利息		0		0	
債券貸借取引支払利息		3		0	
借入金利息		4,778		3,488	
社債利息		870		967	
その他の支払利息		5,424		1,753	
役務取引等費用		8,481		8,558	
特定取引費用		157		-	
その他業務費用		45,906		13,628	
営業経費		98,897		91,554	
その他経常費用		89,563		50,798	
貸倒引当金繰入額		7,194		9,865	
その他の経常費用	1	82,369		40,933	
経常利益		27,156	9.51	79,918	31.55
特別利益		6,056	2.12	6,399	2.53
動産不動産処分益		1,381		386	
償却債権取立益		1,138		4,885	
証券取引責任準備金取崩額		0		0	
その他の特別利益	2	3,536		1,126	
特別損失		2,329	0.81	3,277	1.29
動産不動産処分損		2,329		1,065	
その他の特別損失	3	-		2,211	
税金等調整前当期純利益		30,883	10.82	83,040	32.79
法人税、住民税及び事業税		2,404	0.84	5,133	2.03
法人税等調整額		11,073	3.88	29,661	11.71
少数株主利益		508	0.18	800	0.32
当期純利益		16,896	5.92	47,445	18.73

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		146,277	146,281
資本剰余金増加高		4	3,558
旧商法に基づき発行され た転換社債の転換による 増加高		-	3,411
増資による新株の発行		3	7
合併に伴う増加高		-	138
自己株式処分差益		0	-
資本剰余金減少高		0	-
連結子会社の減少に伴う 剰余金減少高		0	-
資本剰余金期末残高		146,281	149,839
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		103,433	113,613
利益剰余金増加高		17,229	47,708
当期純利益		16,896	47,445
土地再評価差額金の取崩 による増加高		333	262
利益剰余金減少高		7,049	7,189
配当金		7,049	7,049
自己株式処分差損		-	1
合併に伴う減少高		-	138
利益剰余金期末残高		113,613	154,132

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		30,883	83,040
減価償却費		33,811	7,742
連結調整勘定償却額		60	1
持分法による投資損益()		-	370
貸倒引当金の増加額		19,187	5,928
債権売却損失引当金の増加額		12,479	1,815
偶発損失引当金の増加額		10	-
退職給付引当金の増加額		1	2
資金運用収益		177,655	175,914
資金調達費用		15,270	8,815
有価証券関係損益()		30,989	9,043
為替差損益()		3,490	8,407
動産不動産処分損益()		948	678
特定取引資産の純増()減		20,218	48,601
特定取引負債の純増減()		519	1,550
貸出金の純増()減		230,127	55,426
預金の純増減()		264,717	240,513
譲渡性預金の純増減()		23,662	21,429
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		19,222	104
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減		24,196	5,460
コールローン等の純増()減		780	113,454
債券貸借取引支払保証金の純増()減		69,316	-
コールマネー等の純増減()		1,497	631
外国為替(資産)の純増()減		2,711	497
外国為替(負債)の純増減()		68	46
資金運用による収入		196,359	191,428
資金調達による支出		18,499	9,441
その他		106,211	235,302
小計		44,189	124,536
法人税等の支払額		1,210	2,549
営業活動によるキャッシュ・フロー		42,979	127,085
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		2,291,322	2,160,662
有価証券の売却による収入		1,420,689	2,107,608
有価証券の償還による収入		271,594	297,884
動産不動産の取得による支出		22,867	5,314
動産不動産の売却による収入		4,825	1,755
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		-	2,418
投資活動によるキャッシュ・フロー		617,079	243,690
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出		-	80,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入		-	40,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		9,997	-
株式の発行による収入		7	15
配当金支払額		7,049	7,049
少数株主への配当金支払額		140	-
自己株式の取得による支出		282	75
自己株式の売却による収入		50	8
財務活動によるキャッシュ・フロー		17,411	47,101
現金及び現金同等物に係る換算差額		33	42
現金及び現金同等物の増加額		591,544	69,460
現金及び現金同等物の期首残高		1,069,096	477,551
現金及び現金同等物の期末残高	1	477,551	547,011

次へ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 12社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 浜銀システムサービス株式会社および株式会社はまぎんジェーシービーは清算により、共益地所株式会社は保有株式を売却したことにより、当連結会計年度より除外しております。 なお、共益地所株式会社は、損益計算書のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 5社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 10社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 浜銀ファイナンス株式会社は保有株式の一部売却により、また、横浜ビジネスサービス株式会社は当行との合併により、当連結会計年度より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ファイナンス株式会社は保有株式の一部売却により関連会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 10社</p> <p>(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 8社</p> <p>(2) 同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は217,976百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は182,068百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異 <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成15年3月1日にその代行部分について厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けました。</p> <p>これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分にかかる退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当連結会計年度末における返還相当額は28,833百万円であります。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 <p>その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異 <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>なお、本移行に伴い、特別損失2,211百万円を計上しております。</p>
	<p>(7) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	
	<p>(8) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引責任準備金 <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(7) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引責任準備金 <p>同左</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(10)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期末までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は74百万円減少、「その他負債」は74百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は987百万円増加、「その他負債」は987百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	(10) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同左
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによることとしております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価をすることとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p>	<p>相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,376百万円、繰延ヘッジ利益は2,841百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものであります。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>上記(イ)、(ロ)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。</p>
	(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。	(11) 消費税等の会計処理 同左
	(13) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる影響は軽微であります。	
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。	同左
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

次へ

会計方針の変更

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計年度に収益計上していましたが、当連結会計年度から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。この変更は、市場価格のある株式に係る受取配当金を、時価評価する連結会計年度と同一の連結会計年度で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる連結貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,436百万円増加しております。</p>	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>(連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において区分掲記していた「転換社債」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	
<p>(連結損益計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。</p>	
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度における「債券借入取引担保金の純増()減」は、当連結会計年度から「債券貸借取引支払保証金の純増()減」として記載しております。</p>	

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金1,054百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は472百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」が当連結会計年度は80百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,460百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、245百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ245百万円、149百万円増加しております。</p> <p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度にかかる大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、12百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ12百万円、7百万円増加しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)												
<p>1. 有価証券には、非連結子会社の株式386百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,250百万円、延滞債権額は244,736百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15,255百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は119,017百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、394,259百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、96,722百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">540,385百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">41,639百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">54,083百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,914百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,087百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、926,712百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが439,344百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	540,385百万円	貸出金	41,639百万円	預金	54,083百万円	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式931百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,952百万円、延滞債権額は219,935百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,053百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は82,874百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、325,815百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、88,127百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">333,832百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">24,552百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">預金</td> <td style="text-align: right;">25,434百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券634,283百万円及びその他資産247百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は9,525百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,245,096百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが838,663百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	333,832百万円	貸出金	24,552百万円	預金	25,434百万円
有価証券	540,385百万円												
貸出金	41,639百万円												
預金	54,083百万円												
有価証券	333,832百万円												
貸出金	24,552百万円												
預金	25,434百万円												

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は9,599百万円、繰延ヘッジ利益の総額は5,972百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,377百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 254,973百万円</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金159,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債45,999百万円であります。</p> <p>14. 当行の発行済株式の総数</p> <p>普通株式 1,138,644千株 優先株式 200,000千株</p> <p>15. 連結会社が保有する当行の株式の数</p> <p>普通株式 693千株</p>	<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,381百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,140百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,961百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 103,823百万円</p> <p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金79,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14. 当行の発行済株式の総数</p> <p>普通株式 1,154,928千株 優先株式 200,000千株</p> <p>15. 連結会社が保有する当行の株式の数</p> <p>普通株式 839株</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却41,022百万円、株式等償却33,871百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益3,536百万円であります。</p>	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却27,828百万円、株式等売却損6,330百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の特別利益は、東京都からの事業税還付金等であります。</p> <p>3. その他の特別損失は、退職給付制度の改定に伴う一部終了損失であります。</p>

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年3月31日現在</p> <p>現金預け金 493,925百万円 日本銀行以外への預け金 16,373百万円 現金及び現金同等物 477,551百万円</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年3月31日現在</p> <p>現金預け金 556,767百万円 日本銀行以外への預け金 9,756百万円 現金及び現金同等物 547,011百万円</p> <p>2. 重要な非資金取引の内容</p> <p>旧商法に基づき発行された転換社債の転換による資本金増加額 3,411百万円 旧商法に基づき発行された転換社債の転換による資本剰余金増加額 3,411百万円 旧商法に基づき発行された転換社債の転換による減少額 6,823百万円</p>

次へ

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																
<p>(借手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">動産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">133百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">102百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産	取得価額相当額	133百万円	減価償却累計額相当額	102百万円	年度末残高相当額	30百万円	1年内	15百万円	1年超	13百万円	合計	28百万円	支払リース料	19百万円	減価償却費相当額	17百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	7百万円	1年超	5百万円	合計	12百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">動産</th> <th style="text-align: center;">その他</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">377</td> <td style="text-align: right;">115</td> <td style="text-align: right;">493</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">231</td> <td style="text-align: right;">53</td> <td style="text-align: right;">285</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">145</td> <td style="text-align: right;">62</td> <td style="text-align: right;">207</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">129百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">214百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		(百万円)	(百万円)	(百万円)	取得価額相当額	377	115	493	減価償却累計額相当額	231	53	285	年度末残高相当額	145	62	207	1年内	85百万円	1年超	129百万円	合計	214百万円	支払リース料	94百万円	減価償却費相当額	82百万円	支払利息相当額	12百万円	1年内	5百万円	1年超	-百万円	合計	5百万円
	動産																																																																
取得価額相当額	133百万円																																																																
減価償却累計額相当額	102百万円																																																																
年度末残高相当額	30百万円																																																																
1年内	15百万円																																																																
1年超	13百万円																																																																
合計	28百万円																																																																
支払リース料	19百万円																																																																
減価償却費相当額	17百万円																																																																
支払利息相当額	1百万円																																																																
1年内	7百万円																																																																
1年超	5百万円																																																																
合計	12百万円																																																																
	動産	その他	合計																																																														
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																																														
取得価額相当額	377	115	493																																																														
減価償却累計額相当額	231	53	285																																																														
年度末残高相当額	145	62	207																																																														
1年内	85百万円																																																																
1年超	129百万円																																																																
合計	214百万円																																																																
支払リース料	94百万円																																																																
減価償却費相当額	82百万円																																																																
支払利息相当額	12百万円																																																																
1年内	5百万円																																																																
1年超	-百万円																																																																
合計	5百万円																																																																
<p>(貸手側)</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">動産</th> <th style="text-align: center;">その他</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> <th style="text-align: center;">(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: right;">113,768</td> <td style="text-align: right;">18,410</td> <td style="text-align: right;">132,178</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td style="text-align: right;">56,404</td> <td style="text-align: right;">9,735</td> <td style="text-align: right;">66,139</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td style="text-align: right;">57,364</td> <td style="text-align: right;">8,674</td> <td style="text-align: right;">66,038</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">23,247百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">42,775百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">66,023百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td style="text-align: right;">30,546百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">21,751百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3,271百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">266百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産	その他	合計		(百万円)	(百万円)	(百万円)	取得価額	113,768	18,410	132,178	減価償却累計額	56,404	9,735	66,139	年度末残高	57,364	8,674	66,038	1年内	23,247百万円	1年超	42,775百万円	合計	66,023百万円	受取リース料	30,546百万円	減価償却費	21,751百万円	受取利息相当額	3,271百万円	1年内	82百万円	1年超	184百万円	合計	266百万円																											
	動産	その他	合計																																																														
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																																														
取得価額	113,768	18,410	132,178																																																														
減価償却累計額	56,404	9,735	66,139																																																														
年度末残高	57,364	8,674	66,038																																																														
1年内	23,247百万円																																																																
1年超	42,775百万円																																																																
合計	66,023百万円																																																																
受取リース料	30,546百万円																																																																
減価償却費	21,751百万円																																																																
受取利息相当額	3,271百万円																																																																
1年内	82百万円																																																																
1年超	184百万円																																																																
合計	266百万円																																																																

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	68,572	22

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	20,398	20,352	45	62	107
その他	2,799	2,800	0	0	-
合計	23,198	23,153	44	62	107

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	212,751	172,511	40,240	8,257	48,498
債券	1,118,506	1,123,414	4,908	5,559	651
国債	519,786	520,937	1,151	1,275	124
地方債	290,747	293,117	2,369	2,561	191
短期社債	-	-	-	-	-
社債	307,971	309,359	1,387	1,722	335
その他	131,575	132,584	1,008	1,134	126
合計	1,462,832	1,428,509	34,323	14,952	49,275

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、32,277百万円(うち株式 32,277百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	1,418,461	12,446	8,818

5. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	58,685
地方公社債	3,409
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	16,967

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 99百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	279,941	881,852	27,002	14,506
国債	109,792	409,589	1,068	487
地方債	44,215	237,845	8,775	2,280
短期社債	-	-	-	-
社債	125,934	234,416	17,158	11,737
その他	22,058	97,365	6,842	12,889
合計	302,000	979,218	33,844	27,395

[次へ](#)

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	118,720	119

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	13,297	13,214	82	17	100
その他	-	-	-	-	-
合計	13,297	13,214	82	17	100

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	148,676	197,787	49,111	62,366	13,254
債券	848,542	850,659	2,117	2,881	763
国債	264,303	265,160	857	992	134
地方債	273,928	274,692	763	1,023	259
短期社債	-	-	-	-	-
社債	310,310	310,806	496	865	368
その他	192,629	193,287	658	1,070	412
合計	1,189,847	1,241,735	51,887	66,318	14,430

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、59百万円（うち、株式 59百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごと

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	250	258	8

(売却の理由) 社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	2,107,310	9,560	16,218

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	145,668
地方公社債	2,862
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	19,429
信託受益権	18,343

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 549百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成16年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	294,754	668,724	25,511	21,510
国債	41,839	210,573	1,024	11,723
地方債	120,118	154,246	327	-
短期社債	-	-	-	-
社債	132,796	303,904	24,160	9,786
その他	13,587	115,525	8,086	76,418
合計	308,341	784,249	33,598	97,928

(金銭の信託関係)

前連結会計年度末
金銭の信託につきましては、該当ありません。

当連結会計年度末
金銭の信託につきましては、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度
その他有価証券評価差額金（平成15年3月31日現在）
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	34,322
その他有価証券	34,322
その他の金銭の信託	-
() 連結損益計算書への評価損益計上額	-
(+) 繰延税金資産	13,878
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,443
() 少数株主持分相当額	95
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	20,348

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度
その他有価証券評価差額金（平成16年3月31日現在）
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	51,888
その他有価証券	51,888
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	21,082
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	30,806
() 少数株主持分相当額	0
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	31
その他有価証券評価差額金	30,838

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び一部の連結子会社を取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利先渡取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行及び一部の連結子会社は、お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、当行及び一部の連結子会社の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、当行及び連結子会社の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行及び一部の連結子会社の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（以下、「実務指針」という）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：預金・貸出金、社債、有価証券、借入金等
- ・ヘッジ手段：金利スワップ等

ヘッジの有効性の評価方法は、いわゆる「マクロヘッジ」については「リスク調整アプローチ」、その他については実務指針等に定められた事前・事後要件を充足していることを検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブに係るリスクの中で、当行及び連結子会社が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク

なお、平成15年3月末における当行及び一部の連結子会社の与信相当額は、251億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行及び一部の連結子会社は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターン確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、経営管理部が管理しております。経営管理部は当行及び連結子会社の市場リスク・信用リスクに関して統合的な管理を目指しております。

当行では、経営管理部の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に取引を行なう金融市場部）から分離した体制下で、日常的管理を行っております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとに経営会議で決定される取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスポイントバリュアット等のリスク量の計測を行っております。また、当行の市場リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントオフィスから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る信用リスク相当額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポージャー方式）、月次（カレント・エクスポージャー方式）で計測しております。また、当行の信用リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	267,940	199,165	4,947	4,947
	受取変動・支払固定	231,140	191,797	4,743	4,743
	受取変動・支払変動	2,025	19	0	0
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	94,951	76,690	69	1,268	
買建	11,924	6,720	3	156	
	合計	-	-	138	1,315

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. その他はキャップ取引であります。

(2) 通貨関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	32,298	14,024	14	14
	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	14	14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	136,524	1,345	1,345

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
	通貨先物	

取引所	売建	-
	買建	-
	通貨オプション	
	売建	-
店頭	買建	-
	為替予約	
	売建	13,681
	買建	11,631
	通貨オプション	
	売建	17,447
	買建	21,046
	その他	
売建	-	
買建	-	

(3) 株式関連取引（平成15年3月31日現在）

株式関連取引につきましては該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	4,700	-	3	0
	買建	3,000	-	4	0
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成15年3月31日現在）

商品関連取引につきましては該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成15年3月31日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

[次へ](#)

当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ、為替スワップ、金利スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブに係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク

なお、平成16年3月末における当行の与信相当額は、296億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、経営管理部が管理しております。経営管理部は当行の市場リスク・信用リスクに関して統合的な管理を目指しております。

当行では、経営管理部の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に市場取引等を行なう金融市場部）から独立した組織体制下で、日常的管理を行っております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとに経営会議で決定される取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベシスポイントバリュアット等のリスク量の計測を行っております。また、当行の市場リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、すべての与信判断は、融資所管理部が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次または月次で計測、モニタリングしております。また、当行の信用リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	49	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	812,253	620,802	8,732	2,759
	受取変動・支払固定	769,699	634,466	7,002	2,588
	受取変動・支払変動	107	100	2	2
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	88,077	64,951	174	1,106	
買建	6,720	4,720	6	90	
	合計	-	-	1,564	6,367

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、前連結会計年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

4. その他はキャップ取引であります。

(2) 通貨関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
店頭	通貨スワップ	102,895	94,972	674	674
	為替予約				
	売建	16,682	60	197	197
	買建	22,513	355	115	115
	通貨オプション				
	売建	3,922	-	17	15
	買建	7,854	-	71	38
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	538	538

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成16年3月31日現在）

株式関連取引につきましては該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	5,255	-	28	28
	買建	1,246	-	8	8
	債券先物オプション				
	売建	2,000	-	4	2
買建	1,000	-	1	-	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	17	18

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成16年3月31日現在）

商品関連取引につきましては該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成16年3月31日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成15年3月1日に厚生年金基金制度の代行部分について厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。また、平成15年7月1日に退職給付制度の改定を行い、退職給付の算定方式にポイント制を導入するとともに、退職一時金制度の一部を前払い退職金制度及び確定拠出年金制度に、確定給付型年金制度を「キャッシュバランス・プラン」(混合型年金)に移行しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

当行は退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社は退職一時金制度を設けており、連結子会社のうち一社は確定給付型の制度として適格退職金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務(注)1、2、4、5 (A)	77,680	68,103
年金資産(注)1 (B)	47,561	61,925
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	30,118	6,178
未認識数理計算上の差異(注)2 (D)	52,028	36,329
未認識過去勤務債務(債務の減額) (注)3 (E)	-	3,834
連結貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	21,910	26,316
前払年金費用(注)2 (G)	21,978	26,378
退職給付引当金 (F)-(G)	68	62

(注)1. 前連結会計年度は、厚生年金基金の代行部分返上に関し、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分にかかる退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、前連結会計年度末における返還相当額は28,833百万円であります。

2. 当連結会計年度における当行の退職一時金制度から前払い退職金制度及び確定拠出年金制度への一部移行に伴う影響額は次のとおりであります。

退職給付債務の減少 2,674百万円

未認識数理計算上の差異 2,474百万円

前払年金費用の増加 199百万円

また、前払い退職金制度導入に伴う支払額及び確定拠出年金制度への資産移換額は2,411百万円であり、うち確定拠出年金制度への資産移換は、4年間で移換する予定であります。なお、当連結会計年度末時点の未移換額1,182百万円は、「その他負債」に計上しております。

3. 当連結会計年度における当行の退職給付制度の変更により、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

4. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

5. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1, 3	2,269	1,354
利息費用	3,405	1,806
期待運用収益	2,914	1,370
過去勤務債務の費用の減額処理額(注)2	-	2,300
数理計算上の差異の費用処理額	3,086	3,545
厚生年金基金代行部分返上益	3,536	-
前払い退職金制度及び確定拠出年金制度への移行に伴う損失	-	2,211
その他(臨時に支払った割増退職金等)	3,441	3,262
退職給付費用	5,751	8,510

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 「2. 退職給付債務に関する事項(注)3.」に記載の過去勤務債務(債務の減額)に係る費用の減額処理額であります。

3. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
(1) 割引率	2.5%	同左
(2) 期待運用収益率	4.0%	3.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数		2年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	15年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">108,094百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">13,878百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">12,834百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">12,815百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">147,623百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td style="text-align: right;">7,091百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,013百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">8,104百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">139,518百万円</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金損金算入限度超過額	108,094百万円	その他有価証券評価差額金	13,878百万円	有価証券償却	12,834百万円	その他	12,815百万円	繰延税金資産合計	147,623百万円	繰延税金負債		退職給付信託設定益益金不算入	7,091百万円	その他	1,013百万円	繰延税金負債合計	8,104百万円	繰延税金資産の純額	139,518百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">84,658百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">9,636百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,955百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">104,250百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1,064百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">103,185百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">21,082百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td style="text-align: right;">7,126百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,291百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">29,499百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">73,686百万円</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金損金算入限度超過額	84,658百万円	有価証券償却	9,636百万円	その他	9,955百万円	繰延税金資産小計	104,250百万円	評価性引当額	1,064百万円	繰延税金資産合計	103,185百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	21,082百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,126百万円	その他	1,291百万円	繰延税金負債合計	29,499百万円	繰延税金資産の純額	73,686百万円
繰延税金資産																																																	
貸倒引当金損金算入限度超過額	108,094百万円																																																
その他有価証券評価差額金	13,878百万円																																																
有価証券償却	12,834百万円																																																
その他	12,815百万円																																																
繰延税金資産合計	147,623百万円																																																
繰延税金負債																																																	
退職給付信託設定益益金不算入	7,091百万円																																																
その他	1,013百万円																																																
繰延税金負債合計	8,104百万円																																																
繰延税金資産の純額	139,518百万円																																																
繰延税金資産																																																	
貸倒引当金損金算入限度超過額	84,658百万円																																																
有価証券償却	9,636百万円																																																
その他	9,955百万円																																																
繰延税金資産小計	104,250百万円																																																
評価性引当額	1,064百万円																																																
繰延税金資産合計	103,185百万円																																																
繰延税金負債																																																	
その他有価証券評価差額金	21,082百万円																																																
退職給付信託設定益益金不算入	7,126百万円																																																
その他	1,291百万円																																																
繰延税金負債合計	29,499百万円																																																
繰延税金資産の純額	73,686百万円																																																
<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">41.5%</td></tr> <tr><td>税率変更による連結会計年度末繰延税金資産の減額修正</td><td style="text-align: right;">6.8%</td></tr> <tr><td>連結除外に伴う影響</td><td style="text-align: right;">3.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.4%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">43.6%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	41.5%	税率変更による連結会計年度末繰延税金資産の減額修正	6.8%	連結除外に伴う影響	3.3%	その他	1.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.6%	<p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。</p>																																						
法定実効税率 (調整)	41.5%																																																
税率変更による連結会計年度末繰延税金資産の減額修正	6.8%																																																
連結除外に伴う影響	3.3%																																																
その他	1.4%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.6%																																																
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当連結会計年度の41.5%から40.4%となり、「繰延税金資産」は2,511百万円減少し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は2,118百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は613百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は376百万円増加しております。</p>																																																	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	236,608	38,579	10,244	285,432	-	285,432
(2) セグメント間の内部経常収益	2,042	383	3,545	5,970	(5,970)	-
計	238,651	38,962	13,790	291,403	(5,970)	285,432
経常費用	213,076	38,295	11,855	263,227	(4,950)	258,276
経常利益	25,574	667	1,934	28,176	(1,020)	27,156
資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	10,539,146	108,354	148,517	10,796,017	(123,220)	10,672,796
減価償却費	7,726	25,771	313	33,811	-	33,811
資本的支出	6,063	23,004	146	29,214	-	29,214

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他.....保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券等

4. 会計方針の変更

会計方針の変更に記載のとおり、市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計年度に収益計上しておりましたが、当連結会計年度から、各銘柄の配当落ち日(配当権利付き最終売買日の翌日)をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益はそれぞれ1,407百万円増加、「リース業」について経常収益及び経常利益はそれぞれ22百万円増加、「その他」について経常収益及び経常利益はそれぞれ5百万円増加しております。

当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメント資産の金額の合計額に占める銀行業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	312.72	393.00
1株当たり当期純利益	円	13.64	40.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	11.57	32.71

(注) 1. 前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針を適用して算定した、平成13年連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		平成13年連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	307.34
1株当たり当期純利益	円	16.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	13.59

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	16,896	47,445
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,360	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360	1,360
普通株式に係る当期純利益	百万円	15,536	46,085
普通株式の期中平均株式数	千株	1,138,219	1,138,137
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	1,360	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360	1,360
普通株式増加数	千株	322,078	312,045
転換社債	千株	114,285	114,101
新株引受権	千株	65	80
非累積型配当優先株式	千株	207,727	197,863
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の総数2,993千株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数1,473千株)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の総数2,976千株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数1,473千株)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>																		
<p>当行は、総合リース大手の住商リース株式会社の高度な専門性と機能を当行の連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社を通じて地域のお客さまに提供するために、平成15年5月19日付で浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結いたしました。これに伴い、浜銀ファイナンス株式会社は持分法適用関連会社となる予定であります。</p> <p>1. 株式譲渡予定日 平成15年6月30日 2. 浜銀ファイナンス株式会社の主な事業内容 「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しております。 3. 譲渡する株式の数 180,000株 (子会社保有分を含む) 4. 譲渡後の議決権の所有割合 40% (うち子会社による間接所有の割合 20%)</p>	<p>当行は平成16年4月6日に以下の旧商法に基づき発行した転換社債のコールオプション条項に基づく額面による償還権利が発生したことにより、平成16年4月7日開催の取締役会において、平成16年5月10日に繰上償還することを決議いたしました。これにより、当連結会計年度末日以降平成16年5月10日までに、当該転換社債の当連結会計年度末未償還残高53,176百万円は、53,129百万円が当行の普通株式126,497,538株(転換価額420円)に転換され(資本組入額26,564百万円)、47百万円を額面にて償還しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>銘柄</td> <td>120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)</td> </tr> <tr> <td>繰上償還価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>平成13年11月16日</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>60,000百万円</td> </tr> <tr> <td>未償還残高</td> <td>53,176百万円(平成16年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>従来の償還期限</td> <td>平成16年9月30日</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>本社債には利息を付さない</td> </tr> <tr> <td>発行株式</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>転換価額</td> <td>420円</td> </tr> </table>	銘柄	120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)	繰上償還価額	額面100円につき金100円	発行日	平成13年11月16日	発行総額	60,000百万円	未償還残高	53,176百万円(平成16年3月31日現在)	従来の償還期限	平成16年9月30日	利率	本社債には利息を付さない	発行株式	普通株式	転換価額	420円
銘柄	120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)																		
繰上償還価額	額面100円につき金100円																		
発行日	平成13年11月16日																		
発行総額	60,000百万円																		
未償還残高	53,176百万円(平成16年3月31日現在)																		
従来の償還期限	平成16年9月30日																		
利率	本社債には利息を付さない																		
発行株式	普通株式																		
転換価額	420円																		

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 4月26日	10,000	10,000	2.25	なし	平成22年 4月26日
	第2回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 9月8日	10,000	10,000	2.00	なし	平成22年 9月8日
	第3回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	10,000	10,000	1.53	なし	平成23年 5月24日
	第4回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	5,000	5,000	1.07	なし	平成23年 5月24日
	第5回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 6月27日	5,000	5,000	1.50	なし	平成23年 6月27日
	第6回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 9月13日	5,000	5,000	1.55	なし	平成23年 9月13日
	120%コールオプション条項付第4回無担保 転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間 限定同順位特約付) 1	平成13年 11月16日	60,000	53,176 [53,176]	0.00	なし	平成16年 9月30日
	第7回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成15年 8月28日		20,000	1.23	なし	平成25年 8月28日
	第8回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成16年 2月26日		20,000	1.35	なし	平成26年 2月26日
Yokohama Finance Cayman Limited	連結子会社劣後特約付 社債	平成12年 11月16日	999	999	0.77	なし	平成22年 11月16日
合計		-	105,999	139,175	-	-	-

(注) 1. 1の旧商法に基づき発行された転換社債は、平成16年4月6日にコールオプション条項に基づく額面による償還権利が発生したことにより、平成16年4月7日開催の取締役会において、平成16年5月10日に繰上償還することを決議いたしました。これにより、当期末日以降平成16年5月10日までに、当該転換社債の当期末残高53,176百万円は、53,129百万円が当行の普通株式126,497,538株(転換価額420円)に転換され(資本組入額26,564百万円)、47百万円を額面にて償還しております。

2. 旧商法に基づき発行された転換社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価額(円)	発行株式	資本組入額(円/株)
120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)	(平成16年3月31日現在) 平成13年12月3日～ 平成16年9月29日 (平成16年4月7日取締役会決議後) 平成13年12月3日～ 平成16年5月7日	420	普通株式	210

3. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	53,176				

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	221,987	114,004	2.22	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	221,987	114,004	2.22	平成16年4月～ 平成24年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	30,564	1,123	2,857	210	220

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		492,755	4.68	556,756	5.30
現金		172,864		156,429	
預け金		319,891		400,326	
コールローン		19,436	0.18	28,002	0.26
買入金銭債権		44,471	0.42	149,257	1.42
特定取引資産		72,529	0.69	121,130	1.15
商品有価証券		68,572		118,720	
商品有価証券派生商品		4		16	
特定金融派生商品		3,952		2,393	
有価証券	1,7	1,486,036	14.11	1,294,971	12.32
国債		520,937		265,160	
地方債		293,117		274,692	
社債		388,555		470,255	
株式		184,351		214,741	
その他の証券		99,074		70,121	
貸出金	2,3, 4,5,7, 8	7,902,054	75.00	7,948,935	75.64
割引手形	6	92,510		83,976	
手形貸付		610,610		582,416	
証書貸付		5,502,887		5,763,884	
当座貸越		1,696,045		1,518,657	
外国為替		7,582	0.07	8,080	0.08
外国他店預け		1,107		962	
買入外国為替	6	4,212		4,150	
取立外国為替		2,262		2,968	
その他資産		111,174	1.06	109,183	1.04
前払費用		23,754		27,883	
未収収益		15,431		13,321	
先物取引差金勘定		-		0	
金融派生商品		8,101		12,969	
繰延ヘッジ損失	9	3,618		1,240	
その他の資産	7	60,269		53,768	
動産不動産	11, 12	137,249	1.30	148,119	1.41
土地建物動産	10	126,885		138,553	
建設仮払金		167		47	
保証金権利金		10,195		9,518	
繰延税金資産		132,170	1.25	67,697	0.64
支払承諾見返		213,469	2.03	154,390	1.47
貸倒引当金		83,324	0.79	77,153	0.73
資産の部合計		10,535,608	100.00	10,509,372	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	9,374,396	88.98	9,154,307	87.11
当座預金		660,026		569,167	
普通預金		4,632,025		4,765,206	
貯蓄預金		313,077		307,635	
通知預金		73,279		83,879	
定期預金		3,484,793		3,242,893	
その他の預金		211,193		185,525	
譲渡性預金		89,738	0.85	48,059	0.46
コールマネー		276	0.00	908	0.01
特定取引負債		4,167	0.04	2,617	0.02
商品有価証券派生商品		3		12	
特定金融派生商品		4,163		2,604	
借入金	13	195,109	1.85	115,004	1.09
借入金		195,109		115,004	
外国為替		151	0.00	105	0.00
外国他店預り		2		6	
売渡外国為替		128		48	
未払外国為替		20		50	
社債	14	45,000	0.43	85,000	0.81
新株予約権付社債		60,000	0.57	53,176	0.51
その他の負債		77,064	0.73	316,560	3.01
未決済為替借		4,107		4,136	
未払法人税等		1,375		2,880	
未払費用		14,550		10,206	
前受収益		6,877		6,715	
先物取引差金勘定		0		26	
金融派生商品		11,986		13,493	
その他の負債		38,166		279,100	
債権売却損失引当金		1,815	0.02	-	-
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
証券取引責任準備金		0		0	
再評価に係る繰延税金負債	10	22,536	0.21	23,011	0.22
支払承諾		213,469	2.03	154,390	1.47
負債の部合計		10,083,726	95.71	9,953,141	94.71

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	15	184,803	1.75	188,223	1.79
資本剰余金		146,281	1.39	149,839	1.42
資本準備金		146,281		149,839	
利益剰余金		108,219	1.03	155,468	1.48
利益準備金		34,512		35,934	
任意積立金		52,363		65,764	
動産不動産圧縮積立金		620		530	
別途積立金		51,743		65,234	
当期未処分利益		21,343		53,769	
土地再評価差額金	10	33,206	0.31	32,289	0.31
その他有価証券評価差額金		20,297	0.19	30,806	0.29
自己株式	17	330	0.00	396	0.00
資本の部合計		451,881	4.29	556,231	5.29
負債及び資本の部合計		10,535,608	100.00	10,509,372	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		238,263	100.00	247,415	100.00
資金運用収益		178,551		175,765	
貸出金利息		156,585		159,619	
有価証券利息配当金		18,825		14,559	
コールローン利息		1,105		102	
債券貸借取引受入利息		0		-	
買入手形利息		1		-	
預け金利息		1,439		351	
その他の受入利息		593		1,132	
役務取引等収益		36,294		40,764	
受入為替手数料		11,998		11,971	
その他の役務収益		24,295		28,793	
特定取引収益		975		771	
商品有価証券収益		959		738	
特定金融派生商品収益		-		25	
その他の特定取引収益		16		7	
その他業務収益		14,889		20,169	
外国為替売買益		1,883		2,055	
国債等債券売却益		6,267		2,763	
国債等債券償還益		39		56	
金融派生商品収益		6,698		9,533	
その他の業務収益		1		5,760	
その他経常収益		7,551		9,945	
株式等売却益		5,229		6,938	
その他の経常収益		2,322		3,006	
経常費用		212,943	89.37	168,717	68.19
資金調達費用		14,561		8,806	
預金利息		4,156		2,577	
譲渡性預金利息		28		23	
コールマネー利息		9		4	
売現先利息		0		0	
債券貸借取引支払利息		3		0	
借用金利息		4,221		3,488	
社債利息		785		960	
金利スワップ支払利息		3,974		1,707	
その他の支払利息		1,382		44	
役務取引等費用		10,162		11,492	
支払為替手数料		2,038		2,026	
その他の役務費用		8,123		9,466	
特定取引費用		157		-	
特定金融派生商品費用		157		-	
その他業務費用		10,906		13,536	
国債等債券売却損		7,002		9,887	
国債等債券償還損		3,831		3,641	
国債等債券償却		72		6	
その他の業務費用		-		0	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業経費		96,770		90,264	
その他経常費用		80,384		44,617	
貸倒引当金繰入額		3,737		8,747	
貸出金償却		37,245		23,957	
株式等売却損		1,545		6,277	
株式等償却		33,222		116	
その他の経常費用		4,633		5,519	
経常利益		25,320	10.63	78,697	31.81
特別利益		3,691	1.54	5,144	2.07
動産不動産処分益		123		386	
償却債権取立益		32		3,631	
証券取引責任準備金取崩額		0		0	
その他の特別利益	1	3,536		1,126	
特別損失		935	0.39	3,273	1.32
動産不動産処分損		935		1,061	
その他の特別損失	2	-		2,211	
税引前当期純利益		28,076	11.78	80,569	32.56
法人税、住民税及び事業税		1,216	0.51	3,596	1.45
法人税等調整額		11,688	4.90	29,562	11.95
当期純利益		15,171	6.37	47,409	19.16
前期繰越利益		5,838		6,013	
合併による未処分利益受入額		-		84	
土地再評価差額金取崩額		333		262	
自己株式処分差損		-		1	
当期末処分利益		21,343		53,769	

【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年6月26日)	当事業年度 (株主総会承認日 平成16年6月25日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
当期末処分利益		21,343	53,769
任意積立金取崩額		148	10
動産不動産圧縮積立金取崩額		148	10
計		21,491	53,780
利益処分数額		15,478	9,326
利益準備金		1,420	1,430
第一回優先株式配当金	(1株につき5円66銭)	792	(1株につき5円66銭) 792
第二回優先株式配当金	(1株につき9円46銭)	567	(1株につき9円46銭) 567
普通株式配当金	(1株につき5円00銭)	5,689	(1株につき5円00銭) 5,770
任意積立金		7,008	766
動産不動産圧縮積立金		8	766
別途積立金		7,000	-
次期繰越利益		6,013	44,453

[次へ](#)

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 2年~60年 動産: 2年~20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同左</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>社債発行費及び新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建て資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額</p>	<p>外貨建て資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9.ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方によった場合と比較して、「未収収益」は181百万円減少、「未払費用」は15百万円減少、「その他の負債」は609百万円減少し、その</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
	<p>の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>	<p>他資産中の「金融派生商品」は 102百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は 309百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は 4百万円増加、「繰延ヘッジ利益」は 240百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示してはいましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の負債」は 1,546百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は 987百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は 2,534百万円増加しております。</p>
<p>7. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という)により引当てしております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は204,822百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てしております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 172,389百万円であります。</p>

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため該当差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理 (追加情報) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成15年3月1日にその代行部分について厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 <p>これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分にかかる退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当期末における返還相当額は28,833百万円であります。</p> 	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため該当差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 (追加情報) 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成15年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。 <p>なお、本移行に伴い、特別損失 2,211百万円を計上しております。</p>
	<p>(3) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	
	<p>(4) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(3) 証券取引責任準備金 同左</p>
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによることとしております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定を適用しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュフローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価することとしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間に</p>

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>わたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,376百万円、繰延ヘッジ利益は2,841百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものであります。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してはいたしましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>上記(1)(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。	同左
11. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる影響は軽微であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>	

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する事業年度に収益計上してはいたしましたが、当事業年度から、各銘柄の配当落ち日(配当権利付き最終売買日の翌日)をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。この変更は、市場価格のある株式に係る受取配当金を、時価評価する事業年度と同一の事業年度で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,407百万円増加しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前事業年度において区分掲記していた「転換社債」は、当事業年度から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p> <p>2. 地方三公社(土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社)が発行する債券については、従来、「有価証券」中「その他の証券」で表示していましたが、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号)が本年1月6日に施行され、同日以降、証券取引法上の有価証券とされたことに伴い、当期からは「有価証券」中「社債」に含めて表示しております。この変更により、「その他の証券」は20,398百万円減少し、「社債」は同額増加しております。</p>	
<p>(損益計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前事業年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当事業年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。</p>	

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金1,054百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当期は472百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」が当期は80百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,460百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、245百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ245百万円、149百万円増加しております。</p> <p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>平成14年 4月 4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年 4月 1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4月 1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度にかかる大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたとということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、12百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ12百万円、7百万円増加しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)												
<p>1. 子会社の株式総額 292百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,953百万円、延滞債権額は259,566百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,190百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は111,521百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は401,231百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、96,722百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">540,385百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">41,639百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">54,083百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,914百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,018,306百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが530,938百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	540,385百万円	貸出金	41,639百万円	預金	54,083百万円	<p>1. 子会社の株式総額 282百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,726百万円、延滞債権額は233,796百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,053百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は76,622百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は333,199百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、88,127百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">333,832百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">24,552百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">預金</td> <td style="text-align: right;">25,434百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券634,283百万円及びその他の資産247百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,250,596百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが844,163百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	333,832百万円	貸出金	24,552百万円	預金	25,434百万円
有価証券	540,385百万円												
貸出金	41,639百万円												
預金	54,083百万円												
有価証券	333,832百万円												
貸出金	24,552百万円												
預金	25,434百万円												

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は9,590百万円、繰延ヘッジ利益の総額は5,972百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p style="text-align: right;">再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p style="text-align: center;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="text-align: center;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p style="text-align: center;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">36,377百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 100,239百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,496百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金160,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。</p> <p>15. 会社が発行する株式の総数</p> <p style="text-align: right;">普通株式 2,600,000千株 優先株式 400,000千株</p> <p>ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。</p> <p style="text-align: center;">発行済株式の総数</p> <p style="text-align: right;">普通株式 1,138,644千株 優先株式 200,000千株</p> <p>17. 会社が保有する自己株式の数</p> <p style="text-align: right;">普通株式 693千株</p> <p>18. 商法第280条ノ19第1項に規定する新株予約権(商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第6条の規定に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている、取締役及び使用人に付与している新株引受権を含む)の内容は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">株主総会の特別決議日 平成11年6月25日</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の種類 普通株式</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の総数 290千株</p> <p style="text-align: right;">新株の発行価格(行使価額) 369円</p> <p style="text-align: right;">株主総会の特別決議日 平成12年6月28日</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の種類 普通株式</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の総数 1,504千株</p> <p style="text-align: right;">新株の発行価格(行使価額) 498円</p> <p style="text-align: right;">株主総会の特別決議日 平成13年6月27日</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の種類 普通株式</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の総数 1,489千株</p> <p style="text-align: right;">新株の発行価格(行使価額) 502円</p> <p style="text-align: right;">株主総会の特別決議日 平成14年6月26日</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の種類 普通株式</p> <p style="text-align: right;">対象となる株式の総数 1,473千株</p> <p style="text-align: right;">新株の発行価格(行使価額) 520円</p>	<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,381百万円、繰延ヘッジ利益の総額は3,140百万円であります。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p style="text-align: right;">再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p style="text-align: center;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="text-align: center;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p style="text-align: center;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">38,961百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 102,593百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,271百万円 (当事業年度圧縮記帳額 5,039百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金80,000百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>15. 会社が発行する株式の総数</p> <p style="text-align: right;">普通株式 2,600,000千株 優先株式 400,000千株</p> <p>ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。</p> <p style="text-align: center;">発行済株式の総数</p> <p style="text-align: right;">普通株式 1,154,928千株 優先株式 200,000千株</p> <p>16. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、32,876百万円であります。</p> <p>17. 会社が保有する自己株式の数</p> <p style="text-align: right;">普通株式 839千株</p>

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
19. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成11年3月31日発行の第一回優先株式所有の株主及び第二回優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年37円50銭)を超えて配当することはありません。	19. 配当制限 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当事業年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
1. その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益3,536百万円であります。	1. その他の特別利益は、東京都からの事業税還付金等であり ます。 2. その他の特別損失は、退職給付制度の改定に伴う一部終了損 失であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">動産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">234百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">188百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">46百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> </table>		動産	取得価額相当額	234百万円	減価償却累計額相当額	188百万円	期末残高相当額	46百万円	1年内	22百万円	1年超	23百万円	合計	46百万円	支払リース料	38百万円	減価償却費相当額	34百万円	支払利息相当額	3百万円	1年内	7百万円	1年超	5百万円	合計	12百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">動産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">125百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </table>		動産	取得価額相当額	125百万円	減価償却累計額相当額	100百万円	期末残高相当額	24百万円	1年内	19百万円	1年超	3百万円	合計	23百万円	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	21百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	5百万円	1年超	-百万円	合計	5百万円
	動産																																																				
取得価額相当額	234百万円																																																				
減価償却累計額相当額	188百万円																																																				
期末残高相当額	46百万円																																																				
1年内	22百万円																																																				
1年超	23百万円																																																				
合計	46百万円																																																				
支払リース料	38百万円																																																				
減価償却費相当額	34百万円																																																				
支払利息相当額	3百万円																																																				
1年内	7百万円																																																				
1年超	5百万円																																																				
合計	12百万円																																																				
	動産																																																				
取得価額相当額	125百万円																																																				
減価償却累計額相当額	100百万円																																																				
期末残高相当額	24百万円																																																				
1年内	19百万円																																																				
1年超	3百万円																																																				
合計	23百万円																																																				
支払リース料	24百万円																																																				
減価償却費相当額	21百万円																																																				
支払利息相当額	1百万円																																																				
1年内	5百万円																																																				
1年超	-百万円																																																				
合計	5百万円																																																				

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成15年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

当事業年度(平成16年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">103,633百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">13,775百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">12,121百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10,640百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">140,171百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td style="text-align: right;">7,091百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">909百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">8,001百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">132,170百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">41.5%</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td style="text-align: right;">7.4%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.6%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">45.9%</td></tr> </table> <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より当行の法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当事業年度の41.5%から40.4%となり、「繰延税金資産」は2,455百万円減少し、当事業年度に計上された「法人税等調整額」は2,080百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は613百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は374百万円増加しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金損金算入限度超過額	103,633百万円	その他有価証券評価差額金	13,775百万円	有価証券償却	12,121百万円	その他	10,640百万円	繰延税金資産合計	140,171百万円	繰延税金負債		退職給付信託設定益益金不算入	7,091百万円	その他	909百万円	繰延税金負債合計	8,001百万円	繰延税金資産の純額	132,170百万円	法定実効税率 (調整)	41.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.4%	その他	0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">80,818百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">9,120百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,035百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">97,974百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">777百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">97,196百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">21,082百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td style="text-align: right;">7,126百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,290百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">29,499百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">67,697百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金損金算入限度超過額	80,818百万円	有価証券償却	9,120百万円	その他	8,035百万円	繰延税金資産小計	97,974百万円	評価性引当額	777百万円	繰延税金資産合計	97,196百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	21,082百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,126百万円	その他	1,290百万円	繰延税金負債合計	29,499百万円	繰延税金資産の純額	67,697百万円
繰延税金資産																																																											
貸倒引当金損金算入限度超過額	103,633百万円																																																										
その他有価証券評価差額金	13,775百万円																																																										
有価証券償却	12,121百万円																																																										
その他	10,640百万円																																																										
繰延税金資産合計	140,171百万円																																																										
繰延税金負債																																																											
退職給付信託設定益益金不算入	7,091百万円																																																										
その他	909百万円																																																										
繰延税金負債合計	8,001百万円																																																										
繰延税金資産の純額	132,170百万円																																																										
法定実効税率 (調整)	41.5%																																																										
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.4%																																																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.4%																																																										
その他	0.6%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9%																																																										
繰延税金資産																																																											
貸倒引当金損金算入限度超過額	80,818百万円																																																										
有価証券償却	9,120百万円																																																										
その他	8,035百万円																																																										
繰延税金資産小計	97,974百万円																																																										
評価性引当額	777百万円																																																										
繰延税金資産合計	97,196百万円																																																										
繰延税金負債																																																											
その他有価証券評価差額金	21,082百万円																																																										
退職給付信託設定益益金不算入	7,126百万円																																																										
その他	1,290百万円																																																										
繰延税金負債合計	29,499百万円																																																										
繰延税金資産の純額	67,697百万円																																																										

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	309.22	394.13
1株当たり当期純利益	円	12.13	40.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	10.38	32.69

(注) 1. 前事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針を適用して算定した、平成13年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		平成13年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	305.29
1株当たり当期純利益	円	16.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	14.00

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	15,171	47,409
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,360	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360	1,360
普通株式に係る当期純利益	百万円	13,811	46,049
普通株式の期中平均株式数	千株	1,138,269	1,138,137
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	1,360	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360	1,360
普通株式増加数	千株	322,078	312,045
転換社債	千株	114,285	114,101
新株引受権	千株	65	80
非累積型配当優先株式	千株	207,727	197,863
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の総数2,993千株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数1,473千株)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の総数2,976千株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数1,473千株)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>当行は、総合リース大手の住商リース株式会社の高度な専門性と機能を当行の連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社を通じて地域のお客さまに提供するために、平成15年5月19日付で浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結いたしました。</p> <p>1. 株式譲渡予定日 平成15年6月30日</p> <p>2. 浜銀ファイナンス株式会社の主な事業内容</p> <p>「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載してあります。</p> <p>3. 譲渡する株式の数 100,000株</p>	<p>平成16年4月6日に以下の旧商法に基づき発行した転換社債のコールオプション条項に基づく額面による償還権利が発生したことにより、平成16年4月7日開催の取締役会において、平成16年5月10日に繰上償還することを決議いたしました。これにより、当事業年度末日以降平成16年5月10日までに、当該転換社債の当事業年度末未償還残高53,176百万円は、53,129百万円が普通株式126,497,538株(転換価額420円)に転換され(資本組入額26,564百万円)、47百万円を額面にて償還しております。</p> <p>銘柄 120%コールオプション条項付第4回無担保 転換社債(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)</p> <p>繰上償還価額 額面100円につき金100円</p> <p>発行日 平成13年11月16日</p> <p>発行総額 60,000百万円</p> <p>未償還残高 53,176百万円(平成16年3月31日現在)</p> <p>従来の償還期限 平成16年9月30日</p> <p>利率 本社債には利息を付さない</p> <p>発行株式 普通株式</p> <p>転換価額 420円</p>

【附属明細表】

当事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	82,262	8,258	973	89,548	-	-	89,548
建物	101,959	11,110	1,844	111,225	70,099	2,503	41,125
動産	42,902	4,174	6,703	40,373	32,494	1,724	7,879
建設仮払金	167	454	575	47	-	-	47
有形固定資産計	227,292	23,998	10,096	241,194	102,593	4,227	138,600
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	20,556	10,682	3,321	9,873
施設利用権	-	-	-	494	417	10	77
その他の無形固定資産	-	-	-	748	34	-	714
無形固定資産計	-	-	-	21,799	11,135	3,332	10,664
その他	136	-	-	136	54	6	81

- (注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「土地建物動産」に計上しております。
 2. ソフトウェア、その他の2つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「その他の資産」に計上しております。
 3. 施設利用権、その他の無形固定資産の2つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「保証金権利金」に計上しております。
 4. 「無形固定資産」の金額は資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
 5. 有形固定資産の当期増加額には、横浜ビジネスサービス株式会社を吸収合併したことによる資産受入高（土地8,258百万円、建物9,821百万円、動産235百万円）が含まれております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)		184,803	3,419	-	188,223
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株) (注1、2)	(1,138,644,220)	(16,284,612)	(-)	(1,154,928,832)
	普通株式 (注2) (百万円)	134,803	3,419	-	138,223
	第一回優先株式 (株)	(140,000,000)	(-)	(-)	(140,000,000)
	第一回優先株式 (百万円)	35,000	-	-	35,000
	第二回優先株式 (株)	(60,000,000)	(-)	(-)	(60,000,000)
	第二回優先株式 (百万円)	15,000	-	-	15,000
	計 (株)	(1,338,644,220)	(16,284,612)	(-)	(1,354,928,832)
	計 (百万円)	184,803	3,419	-	188,223
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金 (百万円) (注2)	146,281	3,558	-	149,839
	計 (百万円)	146,281	3,558	-	149,839
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金) (百万円) (注3)	34,512	1,422	-	35,934
	(任意積立金)				
	動産不動産圧縮積立 金 (注4) (百万円)	620	59	148	530
	別途積立金 (注5) (百万円)	51,743	13,491	-	65,234
	計 (百万円)	86,875	14,972	148	101,699

(注) 1. 当期末における自己株式数は839,106株であります。

2. 当期増加額は、旧商法に基づき発行した転換社債の転換によるもの(普通株式16,247,612株、資本金3,411百万円、資本準備金3,411百万円)、横浜ビジネスサービス株式会社を吸収合併したことによる増加額(以下、「合併による増加額」という。資本準備金138百万円)及び旧商法に基づく新株引受権の行使によるもの(普通株式37,000株、資本金7百万円、資本準備金7百万円)であります。

3. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるもの(1,420百万円)及び合併による増加額(2百万円)であります。

4. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるもの(8百万円)及び合併による増加額(50百万円)であります。また、当期減少額は、前期決算の利益処分によるものであります。

5. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるもの(7,000百万円)及び合併による増加額(6,491百万円)であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	29,271	21,957	-	29,271	21,957
個別貸倒引当金	54,052	55,195	14,917	39,135	55,195
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
債権売却損失引当金	1,815	-	1,782	33	-
証券取引責任準備金	0	-	-	0	0
計	85,139	77,153	16,699	68,440	77,153

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

個別貸倒引当金.....洗替及び回収による取崩額

債権売却損失引当金.....回収等による取崩額

証券取引責任準備金.....証券取引法第51条第2項ただし書きによる取崩額

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,375	3,215	1,710	-	2,880
未払法人税等	235	2,382	304	-	2,313
未払事業税	1,139	833	1,405	-	567

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成16年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金390,582百万円その他であります。
その他の証券	外国証券66,262百万円その他であります。
前払費用	前払年金費用26,378百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息5,733百万円、有価証券利息5,224百万円その他であります。
その他の資産	商品有価証券未収金26,250百万円、ソフトウェア9,873百万円、出資金等9,254百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金91,540百万円、別段預金91,429百万円その他であります。
未払費用	預金利息3,140百万円、未払賞与1,552百万円、未払退職金1,428百万円、未払退職金（前払い退職金制度対応分）1,200百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息6,240百万円その他であります。
その他の負債	仮受金265,761百万円（内国為替決済資金等）その他であります。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券及び 1単元の株式の数に満たない株式の数を表示した株券 100,000株券を超える株券につき、その必要株式数を表示した株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社
取次所	三菱信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき210円(消費税込み)
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社
取次所	三菱信託銀行株式会社 全国各支店
買取(買増)手数料	当行所定の算式により1単元あたりの合計額を算定し、買取(買増)単元未満株式の数で按分した額に、消費税相当額を加算した額
公告掲載新聞名	東京都において発行する日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年5月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第142期）（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日） | 平成15年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書
平成15年6月27日に提出した事業年度（第142期）（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成15年7月1日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年6月27日に提出した臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。 | 平成15年7月7日
関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類 | 平成15年8月6日
関東財務局長に提出 |
| (7) 半期報告書
（第143期中）（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日） | 平成15年12月19日
関東財務局長に提出 |
| (8) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類 | 平成16年2月12日
関東財務局長に提出 |
| (9) 発行登録書（社債）及びその添付書類 | 平成16年3月29日
関東財務局長に提出 |
| (10) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成16年5月25日
関東財務局長に提出 |
| (11) 訂正発行登録書
平成14年3月28日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成15年6月26日
平成15年6月27日
平成15年7月1日
平成15年7月1日
平成15年7月7日
平成15年12月19日
関東財務局長に提出 |
| (12) 訂正発行登録書
平成16年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成16年5月25日
関東財務局長に提出 |
| (13) 自己株券買付状況報告書 | 平成15年7月7日
平成15年8月5日
平成15年9月5日
平成15年10月7日
平成15年11月7日
平成15年12月5日
平成16年1月9日
平成16年2月6日
平成16年3月5日
平成16年4月6日
平成16年5月12日
平成16年6月4日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成15年 6月26日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 吉田 洋 印

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更及びセグメント情報に記載されているとおり、会社は当連結会計年度に市場価格のある株式の配当金に関する会計方針を配当金の支払いを受けた日の属する連結会計年度に収益計上する方法から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する方法に変更した。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月19日付で連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成16年 6月25日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 吉田 洋 印

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成16年4月7日開催の取締役会において旧商法に基づく転換社債の繰上償還を決議した。これにより、当連結会計年度末日以降平成16年5月10日までに、当該転換社債の当連結会計年度末未償還残高53,176百万円は、53,129百万円が普通株式126,497,538株（転換価額420円）に転換（資本組入額26,564百万円）され、47百万円は額面に償還されている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年 6月26日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 吉田 洋 印

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第142期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度に市場価格のある株式の配当金に関する会計方針を配当金の支払いを受けた日の属する事業年度に収益計上する方法から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する方法に変更した。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月19日付で子会社である浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成16年 6月25日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員
関与社員 公認会計士 吉田 洋 印

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第143期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成16年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成16年4月7日開催の取締役会において旧商法に基づく転換社債の繰上償還を決議した。これにより、当事業年度末日以降平成16年5月10日までに、当該転換社債の当事業年度末未償還残高53,176百万円は、53,129百万円が普通株式126,497,538株（転換価額420円）に転換（資本組入額26,564百万円）され、47百万円は額面にて償還されている。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。